

番号	一
項目	副首都構想（ビジョン）のために予算は使わないでください。
<p>(回答)</p> <p>大阪では、平成 29 年 3 月の「副首都ビジョン」策定以降、平時の日本の成長、非常時の首都機能のバックアップを担う副首都・大阪の実現に取り組んできました。</p> <p>世界的な都市間競争の時代の中で、低迷が続く日本全体の成長力を高めるためには、東京一極に頼るのではなく、国全体の成長をけん引する国際競争力を持つ拠点都市を複数創出する必要があること、さらに、災害リスクを抱えるわが国において、東京以外にも日本を支える都市を戦略的に確立する必要があることから、国家戦略として、副首都が必要であると考えます。</p> <p>引き続き、大阪府と大阪市が一体となり、副首都・大阪の実現に向けた取組を戦略的に進めていきます。</p>	
担当	副首都推進局 副首都企画担当 電話：06-6208-8862

番号	二 1.
項目	国の認可条件でもある「住民への双方向の説明会」を小学校区単位で丁寧におこなって下さい。
<p>(回答)</p> <p>説明会については、地域との双方向の対話の場として、直接その場で質問したいという方々のニーズにもお応えするため、令和5年度より、区域整備計画の説明と質疑応答に特化した形で、参加者の利便性に考慮し、府内各地域において開催しており、今年度は、堺市、吹田市、豊中市、大阪市内で4回開催したところです。</p> <p>今後も、情報発信の内容の充実を図りながら、広報を実施し、府民・市民の理解が深まるよう取り組んでいきます。</p>	
担当	I R推進局 企画課 総務・企画G 電話：06-6210-9236

番号	二 2.
項目	ギャンブル依存症対策の拡充が必要な I R・カジノは中止してください。
<p>(回答)</p> <p>大阪府・市としては、大阪の更なる成長に I Rは必要であると考えており、依存症などの懸念事項について万全の対策を講じた上で、I Rの実現をめざしています。</p> <p>I R事業者は、I R整備法による世界最高水準のカジノ規制を遵守した上で、MGM社の海外での知見やノウハウ等を駆使して依存防止策に取り組むこととしています。</p> <p>また、大阪府・市は、新たに設置する「(仮称) 大阪依存症対策センター」を中心として、予防から相談、治療、回復支援までの総合的な対策に取り組んでいきます。</p> <p>ギャンブル等依存症については、しっかり対策をとることで、I Rを契機に、既存のギャンブル等に起因する依存症も含め、低減をめざしていくことを目標に取り組んでいきます。</p>	
担当	I R推進局 企画課 総務・企画G 電話：06-6210-9236

番号	三 1.
項目	<u>なにわ筋線や淀川左岸線 2 期の建設は中止してください。</u>
<p>(下線部について回答)</p> <p>なにわ筋線は、国土交通省近畿運輸局の諮問機関である近畿地方交通審議会の答申第 8 号(平成 16 年 10 月)において、「京阪神圏において、中長期的に望まれる鉄道ネットワークを構成する新たな路線」と位置づけられた路線であり、本市としても国土軸と関西国際空港とを結び、大阪を南北に貫く広域的な鉄道ネットワークの強化等に資する路線であると認識しております。現在、整備主体である関西高速鉄道株式会社が、令和 3 年 10 月に工事着手し、整備を進めております。</p>	
担当	計画調整局 計画部 交通政策課 電話：06-6208-7846

番号	三 1.
項目	<p>なにわ筋線や淀川左岸線2期の建設は中止してください。</p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>淀川左岸線(2期)事業は大阪都市再生環状道路の一区間を構成し、交通の円滑化による市街地環境の改善、物流の効率化、災害等に対する迂回路の確保といった効果が期待される、大阪・関西の成長にとって必要不可欠なインフラです。</p> <p>淀川左岸線(2期)の道路構造物は、堤防と一体構造となるため、その安全性や施工方法について、学識経験者等で構成された淀川左岸線(2期)事業に関する技術検討委員会で審議され、平成29年11月に淀川左岸線(2期)事業に関する技術検討報告書(以下、「技術検討報告書」という)としてとりまとめ、道路構造物と堤防の一体構造物は、現況堤防と同等以上の安全性を有するものとして、整備することが可能であると評価されています。</p> <p>令和4年度の事業計画の変更に伴い、事業の必要性や効果、実現見通し、優先度などについて再評価し、令和4年11月25日には大阪市建設事業評価有識者会議に諮り、今回の事業期間の延伸と事業費の増加を反映し、国の基準に基づき走行時間短縮、走行経費減少、交通事故減少という道路の3便益から算出した費用便益比(B/C=1.3)を踏まえ、事業継続として報告し、妥当との意見をいただきました。</p> <p>その後、有識者のご意見を踏まえ、本市として事業継続とする対応方針を決定し、令和5年2月14日に公表したところであり、今後も着実に整備を進めてまいります。</p>	
担当	建設局 淀川左岸線2期建設事務所 設計課 電話：06-6466-2180

番号	三 2.
項目	夢洲のような軟弱地盤の場所に、人をあつめるようなものはつくらないでください。
	<p>(回答)</p> <p>国際観光拠点の形成をめざしている夢洲2区・3区については、浚渫土砂などによって埋め立てられていますが、プラスチックボードドレーンと呼ばれる浚渫土砂に含まれる水分を効率よく排水するための改良材を打設し、建設残土等の盛土荷重を作用させ、圧密沈下を促進させることで、土地利用後の沈下量を少なくすることにより、安定した土地を造成しています。</p>
担当	大阪港湾局 営業推進室 開発調整課 電話：06-6615-7798

番号	三 3.
項目	夢洲へのあらたなアクセス鉄道に税金をつかわないでください。
<p>(回答)</p> <p>大阪市及び大阪府では、夢洲におけるまちづくりの進捗等を踏まえ、令和6年11月から有識者等による「夢洲アクセス鉄道に関する検討会」を開催し、国の審議会の答申において位置づけられている「答申路線」とJR桜島線延伸及び京阪中之島線延伸からなる「検討路線」について、費用便益分析、収支、整備効果などの観点から比較検討を行い、令和7年8月に、検討路線が優位であるとする検討結果を公表しました。</p> <p>今後、優位性の確認された検討路線について、夢洲の開発による需要や鉄道事業者の意向等を踏まえ、関係者とともに建設計画や事業スキーム等の検討を進めていく予定です。</p>	
担当	計画調整局 計画部 交通政策課 電話：06-6208-7846

番号	三 4.
項目	<p>緊急時に十分役割が発揮できるよう専門職をふくめた職員体制を確保してください。 その際は非正規職員ではなく、正規職員の増員を行なってください。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、災害時に職員が行うべき分掌事務を定めるとともに、応急対策活動を迅速かつ的確に行うために必要な職員の動員体制や動員基準を定め、平時から訓練に努めています。</p> <p>さらに、災害時に備えて他の行政機関と相互に救援協力する体制を構築している他、民間企業等からも必要な協力を得るため各種協定を締結しています。</p> <p>また、令和6年3月に策定した「新・市政改革プラン」の下、スリムで効果的な業務執行体制の構築に努めていますが、技能労務職員以外については、本市重点施策の推進や臨時的事象への対応など、市長が特に必要と認める場合には、職員数を増員して対応しています。</p> <p>技能労務職員については、「民でできることは民で」という考えの下、将来にわたって必要最低限となる職員数を適宜精査し、委託化、効率化を図りながら、削減を進めていますが、災害時対応など公の責任を果たすという観点から、将来にわたって直営が必要となる部門において、職員の高齢化や技術の継承等の課題を踏まえ、令和5年度より採用を再開し、現在も継続しています。</p> <p>また、複雑化・多様化する行政需要への柔軟な対応などを図るため、一定の期間内に終了することが見込まれる業務、特定の学識・経験を要し常時勤務を必要としない業務及び臨時的業務等については、任期付職員や会計年度任用職員、臨時的任用職員等の活用を図っています。</p>	
担当	<p>総務局 人事部 人事課（人事G） 電話：06-6208-7431 危機管理室 危機管理課（庶務G） 電話：06-6208-7388</p>

番号	三 5.
項目	大阪湾岸・河川の防潮堤の整備、地下街・地下鉄対策、火災対策、避難所の確保、民間マンションなどの避難所指定、 <u>防災・震災関連の予算を大幅に増額してください。</u>
<p>(下線部について回答)</p> <p>大阪港の防潮堤は、「大阪港高潮恒久計画」(昭和42年)に基づき、大型台風(伊勢湾台風規模)が満潮時に大阪港の西側(室戸台風コース)を通過した場合を想定した防潮堤の整備を完了しています。</p> <p>また、平成25年8月に大阪府から公表された津波浸水想定をもとに、防潮堤の耐震・液化化対策を「南海トラフ巨大地震対策の大きな柱」として位置づけ、一部区域(此花地区)を除き、対策を完了しています。</p> <p>さらに、平成30年台風第21号では、咲洲や夢洲などの埋立地の一部の護岸背後や荷役のため高さが低い岸壁背後において、越波や越流による浸水被害が発生しました。それを受け、満潮時に台風第21号を上回る過去最大級の台風(伊勢湾台風規模)が来襲した場合を想定した浸水シミュレーションを実施し、令和2年度より埋立地において既設コンクリート胸壁や護岸の嵩上等に着手しています。</p> <p>防災・震災関連の事業は、市民の生命・財産を守る重要な施策であり、今後も引き続き必要な予算を確保するよう努めます。</p>	
担当	大阪港湾局 計画整備部 計画課 電話：06-6615-7777

番号	三 5.
項目	大阪湾岸・河川の防潮堤の整備、地下街・地下鉄対策、火災対策、避難所の確保、民間マンションなどの避難所指定、 <u>防災・震災関連の予算を大幅に増額してください。</u>
<p>(下線部について回答)</p> <p>本市は、低平地のため水害に弱い地形であり、建設局では、過去から上町台地を境として、東側の寝屋川流域における洪水対策と、西側の西大阪地域における台風による高潮対策に取り組んできました。</p> <p>寝屋川流域では、府及び本市を含む流域市が連携して、河川や下水道の整備を進めると共に流域における保水・遊水機能を取り戻そうという考え方に基づく総合治水対策を進めています。</p> <p>また、西大阪地域では、過去の高潮被害をきっかけとして、既に堤防の嵩上げや水門を整備しておりますが、平成26年度からは、10年間(平成26年～令和5年)での対策完了を目標とした緊急対策として、府市の港湾・河川管理者が連携し、南海トラフ巨大地震・津波対策に取り組んでおり、河川堤防や水門の耐震・液状化対策などを完了しています。引き続き河川護岸の耐震対策に取り組んでおり、整備に必要な予算を確保できるよう努めております。</p> <p>本市では、概ね10年に1度の大雨を対象に下水道幹線やポンプ施設など大規模な雨水対策施設の整備を進めるとともに、集中豪雨などにより浸水被害が発生した地区に対して、早期に浸水被害を軽減させる集中豪雨被害軽減対策の取り組みを進めております。</p> <p>集中豪雨などの災害対策の取り組みは、行政が下水道施設などを整備する「ハード対策」だけでなく、市民の皆様と連携した自助共助の取り組みも大切であることから、降雨情報のホームページへの掲載、河川ライブカメラ等の情報公開、水害ハザードマップの作製・配布、雨水貯留タンク設置の助成、雨水の家屋浸入を防ぐ「土のう」の貸し出など「ソフト対策」を行っております。</p>	
担当	建設局 道路河川部 河川課 電話：06-6615-6833 建設局 下水道部 調整課 事業計画担当 電話：06-6615-7594

番号	三 5.
項目	大阪湾岸・河川の防潮堤の整備、地下街・ <u>地下鉄対策</u> 、火災対策、避難所の確保、民間マンションなどの避難所指定、 <u>防災・震災関連の予算を大幅に増額してください。</u>
<p>(下線部について回答)</p> <p>輸送の安全確保は鉄道事業者の責務であり、大阪市高速電気軌道株式会社 (Osaka Metro) では、これまで自然災害対策として、耐震・津波・洪水対策を実施してきました。</p> <p>本市においても、地下鉄の防災対策は重要かつ急務であることから、Osaka Metro が実施する内水氾濫・津波浸水対策及び耐震補強については、国が行っている地下高速鉄道整備事業費補助の制度と協調して Osaka Metro に対し補助金を交付して支援してきたところであり、Osaka Metro から、令和3年度までにこれらの対策を完了したと報告を受けております。</p>	
担当	都市交通局 鉄道ネットワーク企画担当 電話 : 06-6208-8787

番号	三 5.
項目	大阪湾岸・河川の防潮堤の整備、 <u>地下街・地下鉄対策</u> 、 <u>火災対策</u> 、 <u>避難所の確保</u> 、 <u>民間マンションなどの避難所指定</u> 、 <u>防災・震災関連の予算を大幅に増額してください。</u>
<p>(下線部について回答)</p> <p>大阪市では、平成 25 年 8 月に大阪府が公表した南海トラフ巨大地震に係る震度分布や津波浸水想定結果などを踏まえ、津波の浸水想定のある市内 17 区で公共施設や民間マンションなどを津波避難施設（津波避難ビル・水害時避難ビル）に指定する等、民間施設管理者の協力を得ながら確保を進めております。なお、津波の浸水想定のない区のうち、河川氾濫（洪水）による浸水が想定されている市内東部 5 区においても水害時避難ビルの確保を進めています。</p> <p>また、大阪府域における大規模な地下空間は、地下街管理会社や鉄道会社など複数の事業者により管理されており、各事業者が連携した災害対策が必要となることから、大阪市、大阪府、国、地下街管理会社、鉄道会社、接続ビル管理会社などで構成する「大阪市地下空間浸水対策協議会」を、平成 26 年 3 月に設置し、地下空間に関する施設管理者が連携した浸水対策（避難対策・止水対策）のガイドライン及び地下空間浸水対策計画の作成をはじめ、訓練の実施や情報共有のネットワークづくりなど、浸水対策の促進に取り組んでいます。</p>	
担当	危機管理室 危機管理課（防災計画G） 電話：06-6208-7385

番号	三 5.
項目	大阪湾岸・河川の防潮堤の整備、地下街・地下鉄対策、 <u>火災対策</u> 、避難所の確保、民間マンションなどの避難所指定、 <u>防災・震災関連の予算を大幅に増額してください。</u>
<p>(下線部について回答)</p> <p>消防局では、市民が日々の暮らしを営む住宅で起こる火災の発生件数の低減や被害の軽減を図るため防火対策や効果的な火災予防啓発を推進しています。また、集客施設や商業施設などの市民等が利用する施設に対しては、計画的な立入検査と徹底した重大違反の是正に取り組むとともに、特殊なビル火災から一人でも多くの命を守るため、火災発生時に避難が困難な特定一階段等防火対象物に対して、消防訓練の指導を行うことで、有事の際の被害の軽減及び市民が利用する建物の安全性の向上を図ります。さらに、防火対象物点検又は消防用設備等点検が未実施となっている特定一階段等防火対象物に対しては、法令遵守の重要性及び趣旨の啓発により、早期の法定点検の実施を促進し、自主防火・防災管理体制の確立及び建物の安全性向上を図り、市民が安心して暮らせる「災害に強いまち・安全な都市」を目指しています。</p> <p>あわせて、今後発生が危惧される南海トラフ巨大地震等の大規模災害による被害を軽減するため、防災活動拠点である消防署の機能強化を図るとともに、消防車両・消防水利・警防資器材などの計画的整備を行うほか、市内各地域の自主防災組織に対する防火・防災に関する知識・技術の普及にも取り組んでいます。</p> <p>今後も引き続き、予算におきましても、市民の安全、安心を確保する為、防災対策の推進を図ってまいります。</p>	
担当	消防局 企画部 企画課 電話：06-4393-6056

番号	三 6.
項目	南海トラフなどに備え、木造密集市街地の対策、民間住宅の耐震補強に対する補助金制度を拡充してください。
<p>(回答)</p> <p>大阪市には JR 大阪環状線の外周部を中心に、建物の老朽化や建て詰まりに加えて、狭あいな道路が多く、公園・オープンスペースが不足するなど、防災面や住環境面でさまざまな課題を抱えた密集住宅市街地が広く分布しています。</p> <p>このため、令和3年3月に策定した「大阪市密集住宅市街地整備プログラム」に基づき、老朽住宅の除却に対する補助エリアを「対策地区」(約3,800ha)に拡大する等、密集住宅市街地の不燃化を促進しているところです。とりわけ、「重点対策地区」(約640ha)においては、老朽住宅の除却・建替に対する補助の補助率や限度額の拡充を行うとともに狭あい道路の拡幅促進、地域の主要生活道路沿道の不燃化促進、地域の防災活動の場となるまちかど広場の整備、老朽住宅を除却した跡地を災害時の避難等に役立つ防災空地として活用する場合の補助、土地区画整理手法の活用等、集中的な取り組みを実施しております。</p> <p>また、民間住宅の耐震化を促進するため、市全域の木造戸建住宅等を対象に、耐震診断・改修補助事業を実施しております。</p> <p>木造戸建住宅等の耐震診断については、費用の10/11以内(補助限度額5万円×戸/棟かつ20万円/棟)を補助しております。また、耐震改修設計(耐震改修工事の見積りを含む。)については、費用の2/3以内(補助限度額10万円×戸/棟かつ18万円/棟)を補助しております。</p> <p>木造戸建住宅等の耐震改修工事については、改修工事費用の1/2以内(補助限度額100万円×戸/棟)を補助しております。</p> <p>また、建物全体を補強する工事に加え、1階のみを補強又は、寝室等の一部屋にシェルターを設置する工事も補助対象としております。</p> <p>今後とも、安全で安心して暮らせる住まい・まちづくりに向けて、引き続き、密集市街地の整備、民間住宅の耐震化の促進に努めてまいります。</p>	
担当	都市整備局 市街地整備部 住環境整備課(密集市街地整備) 電話:06-6208-9629 都市整備局 市街地整備部 住環境整備課(防災・耐震化計画) 電話:06-6208-9622

三 7.

避難所となる小学校の体育館に早急にエアコンを設置してください。また、太陽光などの自然エネルギーで運用してください。

(下線部のみ回答)

小学校の講堂兼体育館の空調設備については、令和7年12月11日に「大阪市立小学校体育館空調設備整備事業」の事業契約が完了しております。このあと順次各小学校への現場設計調査を行い、その後空調設備設置工事を実施する予定となっております。

番号	三 7.
項目	避難所となる小学校の体育館に早急にエアコンを設置してください。また、 <u>太陽光などの自然エネルギーで運用してください。</u>
<p>(下線部について回答)</p> <p>大阪市では、脱炭素型の仕組みを組み込んだまちづくりを促進するため、市有施設等への再エネ等の導入を推進しており、市有施設への太陽光発電設備の導入量の合計は令和6年度末現在、263施設、発電出力は約9,000KW(9MW)となっています。</p>	
担当	環境局 環境施策部 環境施策課 (エネルギー政策担当) 電話：06-6630-3483

番号	三 8.
項目	<p><u>スフィア基準の理念に照らした、ジェンダー視点の避難所環境整備をしてください。</u></p> <p>① 防災計画に女性の意見を反映してください。 ② 防災担当部署に女性職員を配置してください。</p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>本市ではスフィア基準等を参考に避難所生活の質の向上に向けて、避難所の整備や備蓄物資の拡充に努めています。ジェンダー視点での避難所環境整備としては、避難者居室のほか、更衣室、授乳室、乳幼児室等の女性専用スペースの設置や、女性用トイレを多めに設置することとしており、「避難所開設・運営ガイドライン」にて周知を図っています。</p> <p>またニーズの違いに配慮した避難所の運営が行えるよう避難所運営には女性をはじめ多様なメンバーを含めることについて、「避難所開設・運営ガイドライン」に定め周知を図っています。</p>	
担当	<p>危機管理室危機管理課（減災対策G） 電話：06-6208-7380 危機管理室危機管理課（防災企画G） 電話：06-6208-7378</p>

番号	三 8. ①
項目	<p>スフィア基準の理念に照らした、ジェンダー視点の避難所環境整備をしてください。</p> <p>① <u>防災計画に女性の意見を反映してください。</u></p> <p>② 防災担当部署に女性職員を配置してください。</p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>本市の地域防災計画の修正にあたっては、市民の皆様から御意見をいただくためにパブリック・コメントを実施するほか、「大阪市防災会議」においては、多様な視点での御意見を頂くことを目的に、防災関係機関のほか、女性団体等からの委員の選任に取り組んでいます。</p>	
担当	危機管理室 危機管理課 (防災計画G) 電話：06-6208-7385

番号	三 8. ②
項目	防災担当部署に女性職員を配置してください。
<p>(回答)</p> <p>人事配置においては、様々な市政課題や市民ニーズに対応しながら組織として最大限のパフォーマンスが実現できるよう、職員の適性や人材育成等を踏まえた適材適所の人事配置に努めています。</p>	
担当	総務局 人事部 人事課 (人事G) 電話 : 06-6208-7512

番号	三 9.
項目	公共施設・学校・避難所・災害拠点病院などの、自然エネルギー発電設備・蓄電設備などの設置の計画を持ち、さらに促進してください。
<p>(回答)</p> <p>本市では、再生可能エネルギーの普及拡大やエネルギー消費の抑制など、令和12年度までに大阪府・大阪市が一体となって取り組むエネルギー関連施策の方向性を示した「おおさかスマートエネルギープラン」を令和3年3月に大阪府とともに策定し、新たなエネルギー社会の構築に向けた取組を進めています。</p> <p>避難所や防災拠点を含む市有施設等への再生可能エネルギー設備の設置については、令和6年度末時点で、太陽光発電は263か所、水力発電は3か所、廃棄物発電は6か所、下水消化ガス発電は6か所あり、令和7年2月には、大阪市地球温暖化対策推進本部会議において、2040年度までに設置可能なすべての市有施設等に太陽光発電設備を導入する目標を掲げるとともに、新築・増改築する庁舎等については導入を義務化するなど、既存建築物とあわせて導入率100%をめざす方針を確認し、令和7年3月に当該方針を策定しました。</p> <p>今後も、民間事業者との連携を図りながら、公共施設等への再生可能エネルギー発電設備の設置に取り組んでまいります。</p>	
担当	環境局 環境施策部 環境施策課（エネルギー政策担当） 電話：06-6630-3483

番号	三 10.
項目	マイボトル用給水スポットを市庁舎、区役所・出張所・支所・図書館など公共施設や小中学校に設置をすすめてください。
<p>(回答)</p> <p>水道局の給水スポット「水色スイッチ」につきましては、水道水の安全性やおいしさを実感していただくとともに、マイボトルで水道水を飲むという環境にやさしいライフスタイルへの移行を提案することを目的として、市内6カ所に設置しています。</p> <p>「水色スイッチ」につきましては、今後増産する予定はございませんが、様々なイベント等における水道局出展ブースでの広報活動やおおさかマイボトルパートナーズの一員としての取組において、マイボトルの利用促進・水道水の飲用利用の普及・啓発活動に努めてまいります。</p> <p>新たな給水スポットの設置につきましては、官民施設を問わず、各施設管理者の判断により進めていくものと考えます。</p>	
担当	水道局 総務部 総務課 電話：06-6616-5404

番号	三 12.
項目	大阪市のすべての区民センター・貸室にインターネット環境を整備してください
(回答) 発災時に各避難所に設置できるよう Wi-Fi ルーターを各区役所に配付しています。	
担当	危機管理室 危機管理課 (防災 ICTG) 電話 : 06-6208-9851

番号	三 13.
項目	自宅に太陽光パネルなど自然エネルギー発電・蓄電設備を設置するための補助金制度をつくってください。
<p>(回答)</p> <p>本市では大阪府と共同で、平成25年4月1日に「おおさかスマートエネルギーセンター」を設置し、国の補助金等の支援制度（創エネ・蓄エネ・省エネ）についての情報を収集し、ご案内しています。また、同センターにおいては、その他にも、太陽光パネル設置普及啓発や創エネ・省エネ等に関する市民・事業者の相談窓口、公共施設や民間施設の屋根・遊休地と太陽光発電事業者のマッチング、太陽光発電及び蓄電池システムの共同購入支援事業を行っています。</p> <p>さらに、本市では、令和8年度から、住宅の脱炭素化を促進するため、市内の住宅等における蓄電システムの導入による再生可能エネルギーの自家消費拡大を図る取組を支援する事業や、事業者向けの取組としても、ソーラーカーポートや建材一体型太陽光発電、蓄電池を組み合わせた太陽光発電など、これまで支援してこなかった設置形態や導入手法による太陽光発電設備の導入を対象とし、国の補助事業に協調して支援事業を予定しています。</p> <p>これらの取組を通じて、再生可能エネルギーの普及促進に努めています。</p>	
担当	環境局 環境施策部 環境施策課（エネルギー政策担当） 電話：06-6630-3483

番号	四 1
項目	正規の教職員をふやしてください。
<p>(回答)</p> <p>教職員の定数につきましては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「同施行令」に基づいて算定されており、国からの措置を受けて、教職員を配置しております。</p> <p>今後も引き続き、指定都市教育委員会協議会等を通じて、教職員定数が改善されるように国へ要求していくとともに、教職員の適切な配置ができるよう、予算の確保にも努めてまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	四 2
項目	小学校・中学校の全学年を20人以下学級にしてください。
<p>(回答)</p> <p>公立小学校・中学校及び義務教育学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、小学校及び義務教育学校前期課程は1学級35人を標準とし、中学校及び義務教育学校後期課程は1学級40人を標準として編制することとなっており、学級編制の標準の引き下げは、義務教育国庫負担制度の趣旨に基づき、国の責任においてその財源措置と共に実施されるべきと考えております。</p> <p>なお、文部科学省においては、公立中学校の学級編制の標準の引下げにより、令和8年度から中学校35人学級を実現することとしており、今後適切に対応して参ります。</p>	
担当	教育委員会事務局 総務部 学事課 電話：06-6208-9114

番号	四 3
項目	学校選択制を中止し、小・中学校の統廃合や小中一貫校計画はやめてください。
<p>(回答)</p> <p>教育委員会では、大阪の教育力の向上、充実を図り、教育の振興を推進し、子どもたちの最善の利益を図るため、また子どもや保護者の意向に応じていくため、学校選択制の制度化と指定外就学の基準拡大を方向性とする「就学制度の改善について」を平成24年10月に策定いたしました。</p> <p>この方針のもと、平成26年度入学より順次、各区長が子どもや保護者を中心とした区民及び区内の学校長等の意見を丁寧にお聴きした上で検討を行い、区の実情や区民の意向に即した方針案を策定し、教育委員会会議の議決を経て、学校選択制を実施しております。</p> <p>学校選択制は、平成26年度入学者より一部の区において開始しましたが、平成31年度入学者からは全区実施となっております。</p> <p>令和5年3月には学校選択制にかかる検証報告書において検証の取りまとめを行いました。学校選択制は多くの保護者から良い制度であると評価されていることから、今後とも制度実施は必要と考えております。</p> <p>また、令和5年3月に取りまとめられた学校選択制の検証報告書によれば、適正規模を下回る小規模校ほど通学区域外への就学が高い傾向が見られ、全学年単学級の学校はさらに高い傾向にあります。保護者は適正規模の学校を選択している傾向が見えてきており、学校規模の様に学校だけの努力では根本的な解決が困難な課題等について、区と連携して重点的に支援を行ってまいります。</p> <p>大阪市では、有識者等で構成する「大阪市学校適正配置審議会（以下「審議会」という。）」からの答申をふまえ、子どもたちが将来、社会生活を営むうえで必要な社会性や困難に立ち向かう力を獲得して成長していくために、学校は一定の集団規模であることが必要なことから、学校配置の適正化に取り組んでいます。</p> <p>今後、さらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくため、学校配置の適正化に関係する方々が、児童の教育環境の改善を第一に、適正配置の着手の基準や進め方について、ルールを共有して取組を進める必要があることから、令和2年4月に「大阪市立学校活性化条例（以下「条例」という。）」を改正施行し、あわせて大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則を制定しました。</p> <p>小学校の配置の適正化に取り組む中で、中学校でも小規模化の進行が見られていたところ、審議会から令和6年3月に中学校の配置の適正化に係る意見書が教育委員会に提出されました。当該意見書を踏まえ、新たに中学校の適正規模に関する事項を規定するため、令和7年4月に条例を改正しました。</p> <p>学校配置の適正化の検討につきましては、ニアイズベターの考え方のもとに、区担当教育</p>	

次長である区長のリーダーシップの下、学校再編整備計画を策定、公表のうえ、保護者・地域の皆さまからご意見を聴くこととしており、教育委員会としましては区役所と連携し、児童の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実に努めてまいります。

小中一貫校につきましては、小・中学校間でめざす子ども像を共有し、小・中学校9年間の系統的・連続性に配慮した小中一貫教育に取り組んでおり、現在、施設一体型小中一貫校6校では、教育内容の充実に努めているところです。

担当	教育委員会事務局 総務部 学事課	電話：06-6208-9111、9114
	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当	電話：06-6208-9197

番号	四 4
項目	<p>小学校の体育館に、早急にエアコンを設置してください。設置されるまでの間、スポットクーラーや大型扇風機など暑さをしのげるものを十分な台数、配置してください。</p>
<p>(<u>下線部</u>のみ回答)</p> <p>小学校の講堂兼体育館の空調設備については、令和7年12月11日に「大阪市立小学校体育館空調設備整備事業」の事業契約が完了しております。このあと順次各小学校への現場設計調査を行い、その後空調設備設置工事を実施する予定となっております。</p>	
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話：06-6208-9063

番号	四 5
項目	「全国いっせい学力テスト」「大阪府チャレンジテスト」「小学生すくすくウォッチ」は実施しないでください。「大阪市小学校学力経年調査」は実施しないでください。
<p>(回答)</p> <p>全国学力・学習状況調査は、文部科学省が義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立て、また、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立するために実施しております。</p> <p>中学生チャレンジテストは、大阪府教育委員会が、調査結果を活用して大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料を作成するため実施しております。加えて、学校が生徒の学力を把握し、生徒への教育指導の改善を図り、生徒一人一人が、自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標を持ち、その向上への意欲を高めるために実施しております。</p> <p>小学生すくすくウォッチは、大阪府教育委員会が、府内における児童一人一人が、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実に付けることを目的に実施しております。また、市町村教育委員会や学校が府内全体の状況を把握し、教育施策等を検証後、課題改善に向けた取組を通じて学力向上のためのPDCAサイクルを確立すること、さらに、学校が児童の学力を把握し教育指導の改善を図る、そして、児童一人一人が自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標をもち、また、その向上への意欲を高めるために実施しております。</p> <p>大阪市小学校学力経年調査は、児童及び保護者が、自身及び子どもの学習理解度及び学習状況等を知り、目標をもって主体的に学習に取り組めるようにすること、各学年について統一した問題を実施することにより、児童一人一人の学習理解度及び学習状況等を客観的・経年的に把握・分析し、学校における授業改善や児童一人一人に応じたきめ細かな指導の充実等を図り、組織的かつ継続的な学力向上施策の検証改善サイクルを確立すること、幼小中高における学びの連続性を確保する観点から義務教育段階で身に付けておかなければならない力を確実に定着できるようにすること、児童の学習理解度及び学習状況等を把握し、各校の課題や教員の指導力に応じた支援の充実を図ることを目的とし、実施しております。</p> <p>大阪市教育委員会といたしましては、児童生徒一人一人の学習状況を把握し、客観的エビデンスに基づく継続した指導を行うため、これらの施策等が必要であると考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	四 6
項目	<p>教育の一環で実施している学校給食は、国産の安全な食材を使ってください。国産米を確保し、米飯給食の回数をふやしてください。ポリカーボネート製食器の使用は中止してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>食材につきましては、国産を基本としており、児童・生徒が各栄養素を過不足なくバランスよく摂取でき、様々な食に触れることができるように、多様な食品を適切に組み合わせ、「児童または生徒一人一回当たりの学校給食摂取基準」に照らして献立を作成し、週3回の米飯給食を提供しております。</p> <p>また、食器素材の改善につきましては財政状況をはじめ、施設設備、作業面等難しい点がございりますが、引き続き必要に応じて検討してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9143

番号	四 7
項目	安心安全の学校給食を実施するため、民間委託は見直し、直営方式にしてください。
<p>(回答)</p> <p>本市の学校給食につきましては、給食調理設備を有する学校で調理した給食を他の学校に搬送する親子方式と自校調理方式を合わせた「学校調理方式」により提供しており、学校給食の水準を確保しつつ、206校の小学校・中学校・小中一貫校において、民間事業者への委託により実施しております。</p> <p>委託校にあっても、給食実施は直営と同様に安全衛生面に十分に配慮された本市の給食調理・衛生管理マニュアル等に基づいて行われており、また学校行事への協力や、児童・生徒への声かけなども行われ、これまでと変わらない学校教育の一環としての学校給食を提供しております。</p> <p>今後も引き続き、「安全・安心でおいしい給食」が効果的・効率的に実施できるよう努めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9143

番号	四 8
項目	入学などにもなう必需品の費用の補助制度を市として創設してください。
<p>(回答)</p> <p>大阪市立の小・中・義務教育学校に通う児童生徒について、経済的な理由により就学の機会がさまたげられることのないよう、「大阪市児童生徒就学援助規則」を定め、就学援助制度を実施しています。</p> <p>就学援助制度では、児童生徒が1学年又は義務教育学校の7学年である場合、入学準備のための経費を支給しています。</p> <p>【参考】</p> <p>令和7年度 入学準備補助金支給額</p> <p>小学校1学年又は義務教育学校1学年 57,060円</p> <p>中学校1学年又は義務教育学校7学年 63,000円</p> <p>また、高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在籍する生徒で、経済的理由により修学が困難な生徒に対して教育の機会均等を図れるよう、「大阪市奨学条例」により、大阪市奨学費を支給しています。</p> <p>【参考】</p> <p>第1学年（入学年度に限る） 年額107,000円以内</p> <p>なお、大阪府高等学校等奨学のための給付金等、他の給付型奨学金の対象者となる方は、その給付金を控除した金額が支給上限額となります。</p>	
担当	教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当 電話：06-6115-7653、7641

番号	四 9
項目	専門家による校舎の老朽化の点検を、年2回以上おこなってください。
(回答) 学校施設については、資格者による定期点検を実施しております。	
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話：06-6208-9091

番号	四 10
項目	学校トイレの個室に返却不要の生理用品を置いてください。
<p>(回答)</p> <p>大阪市立学校においては、児童生徒が必要な時に生理用品を対面及び非対面で受け取ることができ、安全安心に学校生活を送ることができるよう、全小中学校の保健室や職員室のほか、女子トイレ（個室含む）など、各校の実情にあった提供場所に常備するよう、生理用品にかかる環境整備に取り組んでおります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9141

番号	四 11			
項目	義務教育の過程で、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点で包括的な性教育やジェンダー平等の学習を行ってください。また、憲法や労働基準法など働く権利を学ぶ機会をつくってください。			
<p>(回答)</p> <p>本市においては、子どもたちが自己肯定感を高め、自他の尊厳や命を大切にし、相手を思いやり集団生活の場でよりよい人間関係を築き、男女に関係なくすべての子どもたちそれぞれが自分の将来について具体的な目標を持つことができる、生きる力を育む「性に関する指導（性・生教育）」を系統的に進めることとしております。各学校においては、全教職員の共通理解のもと校内体制を整えるとともに、児童・生徒の発達段階や、各学校の実態に応じて、保護者や地域と連携し理解を得て、集団指導と個別指導を組み合わせ教科横断的に取り組んでいます。</p> <p>本市立小中学校及び義務教育学校におきましては、関係機関と連携し、子どもの発達段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育を進め、子どもの社会的・職業的自立に向けた勤労観・職業観を育成しております。</p> <p>また、日本国憲法につきましては小中学校社会科、労働基準法及び勤労の権利につきましては、中学校社会科において、学習指導要領に沿って適切に指導しております。</p>				
担当	教育委員会事務局	指導部	保健体育担当	電話：06-6208-9141
	教育委員会事務局	指導部	教育活動支援担当	電話：06-6208-8128
	教育委員会事務局	指導部	初等・中学校教育担当	電話：06-6208-9186

番号	四 12			
項目	不登校や発達に関する相談体制の充実を図ってください。小・中学校に一人以上の専門職員を配置してください。			
<p>(回答)</p> <p>本市といたしましては、不登校児童生徒の保護者が悩みを抱えて孤立しないように、適切な情報把握や支援を受けられるようにすることが重要であるという認識のもと、令和6年4月より、学びの多様化学校である大阪市立心和中学校内に登校支援室「なごみ」を設置し、児童生徒・保護者・学校からの相談対応をはじめ、教育支援センターや保護者の会、フリースクール等の関係機関との連携を進めております。併せて、保護者の不安を和らげられるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが関係機関等と連携して保護者を重層的に支援するよう取り組んでおります。</p> <p>今後も引き続き、児童生徒及びその保護者に必要な情報をわかりやすく提示できるような周知の工夫に努めてまいります。</p> <p>発達に関する相談体制としては、特別支援教育に関する巡回指導を実施し、各校園からの相談ニーズに応じ、臨床心理士、公認心理師、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、特別支援教育士等が校園を巡回し、各専門領域からの助言を行っております。</p> <p>つぎに、教育委員会ではこれまでも各学校の実情を精緻に把握し、特にきめ細かな指導が必要とされる学校につきましては、学習指導上、生徒指導上又は進路指導上の特別な配慮を行うために国から措置される「児童生徒支援加配」を活用することで、対応を行っているところです。</p> <p>また、文科省においては、急増する不登校やいじめ等に対応するため、小・中学校における生徒指導担当教師の配置拡充が示されています。国からの加配措置状況をふまえ、対応人員の配置に努めてまいります。</p>				
担当	教育委員会事務局	指導部	教育活動支援担当	電話：06-6208-9174
	教育委員会事務局	指導部	インクルーシブ教育推進担当	電話：06-6327-1009
	教育委員会事務局	教務部	教職員人事担当	電話：06-6208-9125

番号	四 13
項目	『まるわかり！日本の防衛』を小中学校に直接送付や配布をしないように、防衛省に求めてください。
<p>(回答)</p> <p>本市教育委員会に対して、当該資料の配付依頼はございませんでした。</p> <p>外部機関から提供される資料を使用又は配付する場合には、教育基本法及び学習指導要領の趣旨を踏まえ、教育の中立性や児童生徒の発達段階等に十分配慮のうえ、各校において主体的に判断しております。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	四 14
項目	自衛隊を中学校の職業体験先に選ぶのは、止めてください。
<p>(回答)</p> <p>中学校学習指導要領解説においては、職場体験活動等を通じて自らの将来の生き方を考え、主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うことの重要性が示されております。</p> <p>また、中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」(平成23年1月31日)においては、「キャリア教育の実施にあたっては、社会や職業にかかわる様々な現場における体験的な学習活動の機会を設け、それらの体験を通して、子ども・若者に自己と社会の双方についての多様な気付きや発見を得させることが重要」とされております。</p> <p>これらを踏まえ、職場体験学習については、子どもたちの希望に基づき、各校において、事前に事業所との間で体験内容を十分に確認するなど、適切に実施しております。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	五 1.
項目	市が独自予算をつけて、18歳までの医療費は窓口負担なく無料にしてください。
<p>(回答)</p> <p>本市のこども医療費助成制度は、18歳までのこどもが医療を受ける際の自己負担を軽減することを目的として、大阪府の補助金交付要綱に基づいて実施しています。</p> <p>現時点では、こども青少年への様々な事業を充実させるために、限られた財源のなかで優先順位を付けて事業を推進していますので、本市の独自予算で一部自己負担額を撤廃し、18歳まで窓口負担なく無料にすることは困難であると考えています。</p> <p>なお、本市では、従前から大阪府市長会を通じて、国に対しまして、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう要望を行うとともに、大阪府に対しても補助対象の拡充について要望しています。</p>	
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課（医療助成G） 電話：06-6208-7971

番号	五 2.		
項目	公立保育所の廃止・民間移管を撤回し、市として乳児の保育と幼児の給食費を無償にしてください。		
	<p>(回答)</p> <p>公立保育所につきましては、民間において成立している事業については民間に任せることとする市政改革の方針に基づき、セーフティネットとしての直営の必要性を考慮しつつ、施設の状況に応じて、原則民間移管、民間移管が困難な場合は、補完的に委託化を推進することとしています。</p> <p>また、入所率が低く将来的にも保育需要の増加が見込めない保育所については、待機児童の発生状況、周辺地域の保育所の入所状況、施設の老朽化の状況、児童の保育環境及び地域の保育事情・ニーズなどを慎重に勘案し、受入先保育所の確保を条件として、当該公立保育所の統廃合・休廃止を検討することとしております。</p> <p>なお、公立保育所については、虐待や育児放棄の恐れがある児童、障がいのある児童、外国にルーツのある児童や保護者など、配慮や支援を必要とする児童や保護者を見守り、集団の中で共に育ちあう保育を推進するとともに、関係機関と連携しながら、配慮を要する児童や保護者を支援し、セーフティネットの機能を果たせるように、また、民間の教育・保育施設を支援する役割を果たせるように必要な箇所を存続したいと考えています。</p> <p>また、本市では、どのような家庭環境であっても、等しく、子育てができる環境を整備するため、0～2歳児の保育無償化を実施し、子育て家庭の経済的な負担の軽減を図っています。令和6年9月から、認可保育所等保育料の多子軽減にかかる所得制限の撤廃及び第2子の保育料の無償化を実施しました。</p> <p>これに加えて、令和8年9月から、第1子の保育料を無償化する予定です。</p> <p>義務教育である小中学校と異なり、就学前の児童は保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園、認可外保育施設など、多種多様な施設を利用しており、給食の提供状況も各施設で異なります。また、昼食にかかる費用は、在宅で子育てされている場合もあり、そのような場合でも保護者が負担していることから、公平性の観点から本市における対応は困難な状況です。</p> <p>なお、年収 360 万円未満相当の世帯及び全所得階層の第3子以降の子どもの副食費については、低所得世帯や多子世帯への負担軽減のため免除としております。</p>		
担当	こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課	電話：06-6684-9109・9345	
	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（幼保利用G）	電話：06-6208-8106	
	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（認可給付G）	電話：06-6208-8105	

番号	五 3.
項目	公立幼稚園の廃園・民営化をせず、全ての公立幼稚園で3歳児保育を実施してください。給食費も無償にしてください。
<p>(回答)</p> <p>市立幼稚園については「民間において成立している事業については民間に任せる」という市政改革の基本的な考え方にに基づき、各区において、施設や地域の状況を考慮したうえで、休廃止も視野に入れながら、民営化を進めることとしていますが、市立幼稚園としての今日的な役割について検証したうえで、個々の園の状況や地域ニーズ等を踏まえ、今後の進め方についての方針を示し取り組むこととしております。</p> <p>3歳児保育については、平成4年度に3園の保育研究園で定員15名として実施し、平成5年度には定員数を20名としてさらに3園で追加実施しました。2カ年の研究により、3歳児定員については20名とし、その後年々拡充を図り、現在は32園で3歳児保育を実施いたしております。今後とも子育て家庭のニーズを踏まえながら検討してまいりたいと考えております。</p> <p>給食について、義務教育である小中学校と異なり、就学前の児童は幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設など、多種多様な施設を利用していることから、その提供状況は各施設で異なります。市立幼稚園に限っても、給食提供しているのは4園のみであり、その他の園では実施しておりません。さらに、在宅で子育てされている場合、昼食にかかる費用は保護者が負担しています。これらのことを踏まえ、公平性の観点から本市における対応は困難な状況です。</p> <p>なお、年収360万円未満相当の世帯及び全所得階層の第3子以降の子どもの副食費については、低所得世帯や多子世帯への負担軽減のため免除としております。</p>	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課(幼稚園運営企画G) 電話:06-6208-8165

番号	五 4.
項目	<p>「児童いきいき放課後事業」「学童保育」などそれぞれの役割を認め、市の責任ですべての小学校区に学童保育をつくり、身分保障された専門性のある職員配置をしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市では、昭和44年以来、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を主な対象として、保護者に代わりその健全な育成を図るため、民設民営で実施されている事業へ補助金の交付を行う「留守家庭児童対策事業」を実施しております。</p> <p>一方、近年の少子化・核家族化・夫婦共働きの一般化による子どもたちを取り巻く環境の変化に対応するため、留守家庭の子どもに限らず、すべての小学生に放課後等の安全・安心な遊び場・居場所を提供し、その健全な育成を図ることを目的として、平成4年度から小学校の余裕教室等を活用した「児童いきいき放課後事業」を開始し、現在では市内の全市立小学校で実施しております。</p> <p>本市の放課後児童施策については、大阪市内の全ての小学校区で実施する「児童いきいき放課後事業」を中心に進めていくこととしており、それぞれの地域ニーズに応じたサービスが提供できるよう実施主体について公募により選定するとともに、令和7年度から児童の安全と保護者の利便性の向上を図るため入退室管理アプリの導入など、事業内容の充実を図っているところです。</p> <p>「留守家庭児童対策事業」については、「児童いきいき放課後事業」の補完的役割として、民設民営で実施されている放課後児童クラブに対して補助を実施しております。</p> <p>放課後児童クラブについては、各地域の実情や保護者のニーズに合わせ、民間による自律的な設置・廃止が行われるものとなっております。</p> <p>また、放課後児童クラブにおける放課後児童支援員の定着を図り、安定的・継続的な保育による質の向上及び児童の安全・安心な居場所を確保することを目的に「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を実施するとともに、令和4年2月からは、放課後児童支援員に加え補助員も含めた職員の処遇を改善するため、賃上げ効果が継続されることを前提として、収入を3%程度引き上げるための費用の補助を実施しております。加えて、令和6年度より、国の新基準を踏まえた「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準を新設し、補助を行っております。</p> <p>なお、放課後児童支援員の資格取得に必要な、大阪府が実施する放課後児童支援員認定資格研修については、本市放課後児童クラブ該当職員の計画的な参加、修了を進めております。</p>	
担当	こども青少年局 企画部 青少年課（放課後事業G） 電話：06-6684-9573・9559

番号	六 1.
項目	妊産婦が安心して出産するために、妊産婦医療費助成制度を市として創設してください。
<p>(回答)</p> <p>大阪市におきましては、妊婦の安全な出産を確保し、かつ経済的負担軽減を図るという観点から、妊婦健康診査、産婦健康診査の公費負担を実施しております。</p> <p>妊婦健康診査については、平成 31 年度より、超音波検査の公費負担回数を 4 回から 8 回に増やし、令和 2 年度からは、多胎妊娠の方の公費負担回数を 2 回分追加するなど、経済的負担の軽減を図ってきたところであります。</p> <p>また、産後 2 週間、産後 1 か月の時期の産婦に対する健康診査を公費負担し、産後うつの予防など、産後間もない時期の母子に対する支援を強化しております。</p> <p>今後とも、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、より安心・安全な出産となるよう体制を確保してまいります。</p> <p>なお、妊産婦医療費助成制度の創設につきましては、国等における動向にも注視してまいりたいと考えております。</p>	
担当	こども青少年局 子育て支援部 管理課（母子保健G） 電話：06-6208-9966

番号	六 2.
項目	大阪府福祉医療費助成制度の見直しで、対象外になった人を対象者に戻してください。
<p>(回答)</p> <p>本市では、大阪府の補助制度のもと、病院等で診療を受けた場合に、保険が適用された医療費の自己負担の一部を助成する福祉医療費助成制度を実施しています。</p> <p>福祉医療費助成制度に関し、平成30年4月診療分から対象者や助成の範囲を改める制度の変更を行いました。今後、高齢化の進展等により所要額が増加していくことが見込まれることから、持続可能な制度を構築することが必要と考え、府とともに制度の再構築を行ったものです。ご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>なお、本市では、従前から大阪府市長会を通じて、国に対しまして、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう要望を行うとともに、大阪府に対しても補助対象の拡充について要望を行っています。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（医療助成G） 電話：06-6208-7971

番号	六 3.
項目	高すぎて払えない国民健康保険料は引き下げ、市独自の減免制度は継続・拡充してください。子育て世代の負担軽減のために子どもにかかる均等割に市として補助をし、保護者負担をなくしてください。
<p>(回答)</p> <p>国民健康保険の事業運営は、保険料と国庫支出金等で賄う仕組みとなっており、事業を安定して運営していくためには、保険給付費等の伸びに応じて、被保険者の方にも応分の負担をお願いすることになります。</p> <p>平成30年度の国民健康保険の都道府県単位化に伴い、大阪府においては、「大阪府国民健康保険運営方針」に基づき、府内市町村の保険料は、被保険者間の負担の公平性の観点から、府内のどこにお住まいでも「同じ所得・同じ世帯構成」であれば「同じ保険料額」とすることとしており、本市としても、令和6年度に府内統一保険料率とする府の方針に沿った対応を行ってきたところです。</p> <p>令和6年度以降は、前述の府の方針に基づき、これまで行ってきた市独自の保険料抑制策を講じることができなくなりましたが、大阪府において、府内統一保険料率の抑制・平準化を図るため、市町村において保険料の抑制等に使われてきた財源を大阪府に集約し、有効に活用することなどによる財政調整事業の取組を実施しており、大阪府と本市を含めた代表市町村等で構成する「広域化調整会議」等において、引き続き検討を進めていきます。</p> <p>また、高齢化の進展による保険料負担の急増や中間所得者層の保険料負担の緩和、今後の医療費の増嵩などに耐え得る財政基盤の強化を図るため、更なる財政支援の拡充を求めるとともに、医療保険制度間の保険料負担の公平化を図り、長期的に安定した制度となるよう、国民健康保険の都道府県単位化にとどまらず、医療保険制度の一本化などの制度の抜本的な改革の実施について、引き続き国に要望を行ってまいります。</p> <p>保険料の全額負担が困難な世帯につきましては、「大阪府国民健康保険運営方針」における「府内統一基準」に基づき、災害を理由に所得割保険料、平等割保険料及び均等割保険料を減免する制度のほか、倒産、退職、営業不振等を理由に、所得が前年と比較して3割以上減少した世帯等に対し、所得割保険料を減免する制度を実施しているところであり、今後においても、「府内統一基準」に沿った対応を行ってまいります。</p> <p>こどもにかかる均等割保険料の軽減措置の導入とそれに伴う財政支援につきまして、令和4年度より未就学児の均等割保険料の5割が公費により軽減されることとなりましたが、子育て世帯の負担軽減を図るためには、未就学児のみならず、更なる軽減措置の拡充が必要であることから、国に対し要望を行っているところです。加えて、大阪府に対しまして、軽減措置の拡充について、国へ働きかけるよう要望を行ってまいります。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（管理G） 電話：06-6208-7961 福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険G） 電話：06-6208-7964

番号	六 4.
項目	<u>保険料滞納者への財産調査は中止し、保険料・市民税などの強権的な徴収はやめてください。</u>
<p>(下線部について回答)</p> <p>国民健康保険料収入の確保は単に財政面だけでなく、被保険者の負担の公平性を確保する観点からも重要であり、適切な収納対策は保険者としての責務であると認識しています。</p> <p>本市では、保険料滞納世帯に対しては、文書送付や電話などにより接触を図り、納付相談、納付指導を行う中で、個々の事情の把握に努めるとともに、必要に応じて減免制度をお示しするなど、日頃からきめ細かく丁寧な対応を行っています。</p> <p>それでも保険料を納めていただけない世帯に対しては、関係法令に基づき財産調査を行い、その結果、財産が判明した場合には、判明した財産が差押禁止財産に該当しないことやその財産の状況などを慎重に審査したうえで、まず差押予告を行い、滞納世帯との接触を図り、個々の事情を十分お聞かせいただくとともに自主的な納付を促しています。</p> <p>それでもなお、特別な事情が無いにもかかわらず、保険料を納めていただけない場合は、関係法令に基づき適正に差押等の滞納処分を行っています。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（収納G） 電話：06-6208-9872

番号	六 4.
項目	保険料滞納者への財産調査は中止し、保険料・ <u>市民税などの強権的な徴収はやめてください。</u>
<p>(下線部について回答)</p> <p>地方税法には、納税者が納期限までに地方税を完納されない場合は、督促を行い、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、差押えをしなければならないと定められております。</p> <p>実際の事務においては、督促に続いて文書や電話による催告を行い、納税者の方から納付が困難である旨のご相談がありましたら、必要に応じて納税の猶予制度による分割納付のご案内などの納税相談を行っております。</p> <p>しかしながら、催告を行ってもなお納税に応じていただかず、ご相談もない場合には、地方税法に基づき財産調査を行い、財産のあることが判明した場合は差押え等の滞納処分を行うこととなります。</p>	
担当	財政局 税務部 収税課 電話：06-6208-7781

番号	六 5.
項目	市として独自の老人医療費助成制度を創設してください。
<p>(回答)</p> <p>本市の福祉医療費助成制度は大阪府の補助制度のもと実施しています。平成30年4月診療分から助成の対象や範囲を改めるとともに、受益と負担の適正化を図ることとして、制度変更を行いました。これは、今後、高齢化の進展等により所要額が増加し、財政を圧迫していくことが見込まれるためです。持続可能な制度を構築することが必要と考え、府とともに制度変更を行ったことから、大阪市独自の制度として高齢者を対象とした医療費助成制度を創設することは困難であると考えますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>なお、本市では、従前から大阪府市長会を通じて、国に対しまして、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう要望を行うとともに、大阪府に対しても補助対象の拡充について要望を行っています。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（医療助成G） 電話：06-6208-7971

番号	六 6. ①		
項目	全国一高い市の介護保険料・利用料を引き下げてください		
<p>(回答)</p> <p>介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支えるために創設された社会保険制度であり、50%の公費負担と 50%の保険料負担により制度設計されており、受益と負担の関係から、多くの方がサービス利用されれば保険料も上がる仕組みとなっております。</p> <p>本市では一人暮らしの高齢者や低所得者が多く、また、全国と比べると認定率が高く、介護サービスを受けられる方が多い状況となっており、介護サービスに係る費用も大きくなっております。こうした状況に加え、介護保険料に直結する国の介護報酬の改定等の影響により、令和6年度から令和8年度までの第9期の介護保険料につきましては、9,617円となりましたが、介護給付費準備基金の取崩しにより368円引き下げ、基準となる月額保険料を9,249円と設定させていただいたところです。</p> <p>なお、低所得者の保険料軽減として、国による「公費投入による低所得者保険料軽減」の実施により、本市においても、低所得者の保険料軽減として保険料段階が第1段階から第4段階の方を対象として実施しております。また、本市では、保険料段階が第1段階から第4段階で、世帯全員が市町村民税非課税で生活に困窮しておられる方に、第4段階の保険料の2分の1に相当する額まで軽減する制度を設け、実施しております。</p> <p>利用料につきましては、サービスに係る費用の1割、2割または3割を負担していただいております。利用者負担額が高額になる場合は、高額介護サービス費の支給により負担軽減を図っており、年金収入等が年809,000円以下の利用者負担第2段階の方については、月額個人負担上限額を15,000円（世帯負担上限額は24,600円）とし、低所得者に対する利用者負担が少なくなるよう設定されております。</p> <p>なお、令和7年中年金支給額が826,464円に増額されたことを踏まえ、令和8年8月より、第2段階の段階判定にかかる基準額を809,000円から826,500円に改定されます。</p> <p>また、各医療保険における世帯内の1年間の介護保険と医療保険とのサービス利用にかかった利用者負担の合計が一定の上限金額を超えた場合については、高額医療合算介護（介護予防）サービス費を支給しております。</p> <p>加えて、施設入所者等にご負担いただいている食費・居住費についても、所得に応じた負担限度額が設けられ、基準費用額と負担限度額との差額が、特定入所者介護サービス費として支給されています。</p> <p>さらに、社会福祉法人等が提供する福祉サービスについては、低所得者の利用料を軽減する制度を法人等の協力を得て実施しているところです。</p> <p>いずれにいたしましても、低所得者に対する利用料の減免措置は国において統一的に行われるべきものと考えており、引き続き国に要望してまいります。</p>			
担当	福祉局 高齢者施策部	介護保険課課（管理G）	電話：06-6208-8028
	福祉局 高齢者施策部	介護保険課課（保険・給付G）	電話：06-6208-8059

番号	六 6. ②
項目	市独自の介護保険料減免制度を拡充してください
<p>(回答)</p> <p>本市では、世帯全員が市町村民税非課税で生活に困窮しておられる方に、公費による保険料軽減を行う前の第4段階の保険料の2分の1に相当する額まで軽減する制度を設け、実施しております。なお、収入要件の基準額については、社会福祉法人利用者負担軽減制度要件及び他都市の実施状況等を勘案して設定しております。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課 (保険・給付G) 電話：06-6208-8059

番号	六 6. ③		
項目	保険証1枚で必要な介護給付が受けられるよう要介護認定制度廃止と、国庫負担の大幅な引き上げで介護保険の施策の充実、利用料の引き下げを国に求めてください。		
	<p>(回答)</p> <p>介護サービスを受けるにあたっては、介護サービスの必要な方がその必要に応じて適切な介護が受けられるよう、介護保険法第19条において「介護（予防）給付を受けようとする被保険者は、要介護（要支援）者に該当すること及びその該当する要介護（要支援）状態区分について、市町村の認定を受けなければならない。」と規定されているところです。</p> <p>要介護（要支援）の認定にあたりましては認定調査項目や主治医意見書の記載事項、認定審査会における審査判定手順等、要介護認定事務の全般について全国一律の基準が定められており、法令等に基づき、本市におきましても公平・公正な調査・審査判定に努めております。</p> <p>また、国庫負担の大幅な増大については、介護保険制度の安定的な運営に向けて、介護給付費の財源に占める国の負担割合の引き上げなどにより、第1号被保険者の保険料負担を軽減する財政支援措置を講じること等を令和7年6月に国に対し要望したところです。</p> <p>利用料につきましては、サービスに係る費用の1割、2割または3割を負担していただいております。</p> <p>利用者負担額が高額になる場合は、高額介護サービス費の支給により負担軽減を図っており、年金収入等が年809,000円以下の利用者負担第2段階の方については、月額個人負担上限額を15,000円（世帯負担上限額は24,600円）とし、低所得者に対する利用者負担が少なくなるよう設定されております。</p> <p>なお、令和8年8月より、第2段階及び第3段階①の段階判定にかかる基準額が809,000円から826,500円に改定されます。</p> <p>また、各医療保険における世帯内の1年間の介護保険と医療保険とのサービス利用にかかった利用者負担の合計が一定の上限金額を超えた場合については、高額医療合算介護（介護予防）サービス費を支給しております。</p> <p>加えて、施設入所者等にご負担いただいている食費・居住費についても、所得に応じた負担限度額が設けられ、基準費用額と負担限度額との差額が、特定入所者介護サービス費として支給されています。</p> <p>さらに、社会福祉法人等が提供する福祉サービスについては、低所得者の利用料を軽減する制度を法人等の協力を得て実施しているところです。</p> <p>いずれにいたしましても、低所得者に対する利用料の減免措置は国において統一的行われるべきものと考えており、引き続き国に要望してまいります。</p>		
担当	福祉局 高齢者施策部	介護保険課課（認定G）	電話：06-4392-1727
	福祉局 高齢者施策部	介護保険課課（管理G）	電話：06-6208-8028
	福祉局 高齢者施策部	介護保険課課（保険・給付G）	電話：06-6208-8059

番号	六 八.
項目	高齢者の肺炎球菌ワクチンや带状疱疹ワクチンなどの予防接種に補助金をつけてください。
<p>(回答)</p> <p>高齢者用肺炎球菌については平成 26 年 10 月から、带状疱疹については令和 7 年 4 月から、予防接種法において定期接種として位置付けられ、本市においても接種費用の一部を公費にて負担し実施しております。</p> <p>なお、市民税非課税世帯等の方は接種時に確認書類を提示いただくことで、無料で接種いただけます。</p>	
担当	健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0813

番号	六 九.
項目	市議会付帯決議にそって、市の責任として旧住吉市民病院跡地の新病院に、入院できる小児・周産期病床を設けてください。
<p>(回答)</p> <p>病院再編により平成 30 年 3 月末をもって住吉市民病院を廃止し、平成 30 年 4 月から大阪府市共同住吉母子医療センター（大阪急性期・総合医療センター内）の運用を開始しており、住吉市民病院が担ってきた医療機能等を継承し機能強化を図っております。</p> <p>また、附帯決議（平成 30 年 3 月 27 日付け議案第 13 号及び第 93 号に対する附帯決議）に沿って、平成 30 年 4 月から住吉市民病院跡地にて住之江診療所を開設し、地元地域における小児科、産婦人科にかかる一次医療体制の確保に努めており、診察の結果、入院加療や更なる検査が必要な場合には、大阪急性期・総合医療センター及び大阪公立大学医学部附属病院並びに市立総合医療センターとの医療連携により対応しております。</p> <p>更に大阪公立大学医学部附属病院に、産科 10 床の拡充及び新生児室の増設、また、新生児（病児）の増加や医療的ケア児の入院等にも対応するため必要となる小児科病棟の改修など、新病院の開設を待つことなく、大阪市南部基本保健医療圏の小児・周産期医療機能の充実に努めているところです。</p> <p>なお、住吉市民病院跡地には、市立弘済院が持つ認知症医療機能等に住之江診療所の小児科・産婦人科の外来機能を加え、大阪公立大学が運営する新病院等の整備・検討を進めております。</p>	
担当	健康局 総務部 総務課 病院機構支援G 電話：06-6208-9897

番号	六 10.
項目	病院減らしの再編計画を見直し、公立病院を充実させ、いのちを守るために市として役割を果たしてください。
<p>(回答)</p> <p>病院再編計画について、「住吉市民病院を廃止に伴う病院（医療機能）再編計画」では、計画に沿って平成 30 年 3 月末に住吉市民病院を廃止し、同年 4 月から、医療機能等を大阪急性期・総合医療センターに継承するとともに同センター内に整備した大阪府市共同住吉母子医療センターの運用を開始し、一方で住吉市民病院跡地に新たに住之江診療所を開設いたしました。</p> <p>また、公立病院の充実及び市としての役割について、健康局が所管する地方独立行政法人大阪市民病院機構（市立総合医療センター、市立十三市民病院及び市立住之江診療所を運営）に対して、本市から中期目標により、医療機能の維持・向上を図り、効率的・効果的な病院運営と経営基盤の強化により一層努め、引き続き質の高い医療を提供するよう指示しているところであり、特に、法令等に基づき実施が求められる医療や、市の政策課題として担うべき医療、採算性の面から民間医療機関では対応が困難な救急医療、小児・周産期医療、結核・感染症医療、精神医療、災害医療などの政策医療、地域で不足する医療など、市の医療施策に対し積極的に取り組んでいただいております。</p>	
担当	健康局 総務部 総務課 病院機構支援G 電話：06-6208-9897

番号	六 11.
項目	市民検診はすべての住民を対象に従来の検診水準を下げることなく、費用は無料で実施できるようにしてください。特に、子宮がん、乳がん検診は毎年してください。
<p>(回答)</p> <p>大阪市がん検診については、「自らの健康は自らが守る。」という意識をもっていただけるよう、受益と負担の観点から、検診費用の一部を受診者に負担していただいております。</p> <p>なお、後期高齢者医療制度の対象者、高齢受給者証の対象者、生活保護法による被保護世帯に属する方、中国残留邦人等支援給付の受給世帯及び市民税非課税世帯に属する方については自己負担金を免除し、経済的な理由で検診を受けられないといったことのないようにしております。</p> <p>また、子宮頸がん・乳がん検診につきましては、国において定められていますがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に基づき実施しており、現在のところ、2年に1回とされております。今後も国の動向を注視しつつ、検診の充実を図ってまいります。</p>	
担当	健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9943

番号	六 12.
項目	市として補聴器の公的制度で補助金を増額し、活用しやすい制度にしてください。
<p>(回答)</p> <p>本市では、身体障がい者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度の難聴児を対象として「大阪市難聴児補聴器給付事業」により難聴児の言語訓練及び生活適応訓練の促進に寄与することを目的として補聴器購入費用・修理費用の全部又は一部を支給しています。</p> <p>また、聴覚障がいの身体障がい者手帳の交付を受けた方及び高度難聴以上の難病患者等で高度難聴用、又は重度難聴用の補聴器が必要な方（身体障がい者手帳を所持している方と同程度以上の方）を対象とし、補装具費で補聴器購入費・修理費用の全部又は一部を支給しています。補装具費は障害者総合支援法により種目対象者等が定められており、全国一律の基準となっています。</p> <p>難聴者の補聴器購入に係る助成制度については、全国一律の制度として、国において創設されるべきものであると考えており、引き続き、国に対して公的助成制度の創設について要望してまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-7986

番号	六 12.
項目	市として補聴器の公的制度で補助金を増額し、活用しやすい制度にしてください。
<p>(回答)</p> <p>本市では、聴力機能の低下により外出等が困難な 65 歳以上の高齢者の方の“聞こえ”をサポートし、周囲の方との交流や介護予防活動等の社会参加を支援するため、令和7年4月1日より、「新たに購入した補聴器を活用しながら介護予防活動等を行っていただける 65 歳以上の軽度・中等度の難聴の方」を対象に、補聴器購入費用の一部を助成しています。</p> <p>本事業の助成に係る上限の金額については、すでに 65 歳以上の高齢者に対して補聴器の購入費用について助成を行っている他の指定都市や大阪府内の市町村の状況を踏まえ、1 人の対象者につき 25,000 円を上限としております。</p> <p>国においては、平成 30 年度から「補聴器を用いた聴覚障がいの補正による認知機能低下予防の効果を検証するための研究」が行われており、この間、国に対し大都市民生主管局長会議等においても要望しているとおおり、まずは国が研究結果を早期に取りまとめ、医学的エビデンスを踏まえたうえで、認知症予防の効果が認められる場合には、補聴器購入に係る全国一律の公的助成制度を創設すべきであると考えており、引き続き、国に対して公的助成制度の創設について強く要望してまいります。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話：06-6208-9957

番号	六 13.
項目	生活保護利用者の人権、生存権を守るために、ケースワーカーの外部委託はやめてください。
<p>(回答)</p> <p>現在、ケースワーカーの外部委託は行っておりません。</p> <p>また、現時点において、今後外部委託を行う予定はありません。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	六 14.
項目	<u>個人情報の漏えい問題など不安があるマイナンバーの取得義務化</u> につながる健康保険証の廃止をやめるように国に求めて下さい。
	(下線部について回答) マイナンバーカードの取得は任意です。
担当	デジタル統括室 DX 推進担当 (デジタルサービスG) 電話 : 06-6208-8860

番号	六 14.
項目	<p>個人情報の漏えい問題など不安があるマイナンバーの取得義務化につながる<u>健康保険証の廃止を撤回するように国に求めて下さい。</u></p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>マイナンバー法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年12月2日以降、保険証は新たに発行されなくなり、医療機関で受診等する際は、保険証の利用登録がなされたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」といいます。）を基本とする仕組みに移行しました。</p> <p>法令等においては、各保険者は、マイナ保険証をお持ちの方には、ご自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証をお持ちでない方には、引き続き保険診療を受けられるよう世帯主の申請に基づき「資格確認書」を交付することとされています。</p> <p>本市としましても、引き続き市民の方々に安心して「マイナ保険証」をご利用いただけるよう、マイナ保険証を基本とする趣旨やメリットについて丁寧な広報・周知に努めているとともに、国民が納得できる丁寧な説明や制度の周知徹底を図るよう国に要望しているところです。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険G） 電話：06-6208-7964

番号	六 15.
項目	各区に保健所を復活させ、正規職員として医師、保健師など専門職員も増やしてください。
<p>(回答)</p> <p>本市では、平成12年度から1保健所24保健センター、平成15年度からは1保健所24保健福祉センターとする地域保健体制のもと、広域的・専門的・技術的支援は保健所、市民に身近な保健サービスの提供は各区保健福祉センターが担い、機能分担、相互連携により保健衛生事業を総合的・効果的に実施しております。</p> <p>今後も保健所と各区保健福祉センターとの役割分担と相互連携のもと、本市公衆衛生施策の充実に努めてまいります。</p> <p>また、令和6年3月に策定された「新・市政改革プラン」において、本市重点施策の推進に係る増員や臨時的増員等、市長が特に必要と認める場合を除き、原則として増員しないとされています。</p> <p>今後も円滑な業務執行体制を確立するため、所属マネジメントを適切に行いながら適正な要員配置に努めてまいります。</p>	
担当	健康局 健康推進部 健康施策課 電話：06-6208-9951 健康局 総務部 総務課 電話：06-6208-9921

番号	六 16.
項目	コロナ感染症の治療薬代に、市独自で補助金をつけてください。
<p>(回答)</p> <p>新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から感染症法上の5類感染症に位置付けられたことに伴い、国の取扱いとして治療薬の費用負担は段階的に見直されてきました。具体的には、経過措置として令和5年9月30日までは治療薬代が引き続き公費で全額負担とされ、令和5年10月1日以降は一定の自己負担へ移行しました。さらに、令和6年4月1日からは通常の医療提供体制へ移行したことにより、治療薬に係る公費負担は廃止されています。</p> <p>このため、医療費の自己負担の割合に応じて、窓口でご負担いただいております。</p>	
担当	健康局 大阪市保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0739

番号	七 1. ①
項目	すべての民泊施設の実態を調査し、違法民泊を取り締まってください。
<p>(回答)</p> <p>現在、全特区民泊施設の営業実態調査の結果やこれまで本市に寄せられた苦情の分析結果から、優先的に監視指導を行う「重点監視施設」を抽出しているところです。今後は迷惑民泊根絶チームにより重点的な監視指導を行ってまいります。</p> <p>違法民泊の対策につきましては、引き続き違法民泊撲滅チームにおいて積極的に取り組み、地域住民の安全安心につなげてまいります。</p>	
担当	健康局 生活衛生部 生活衛生課 電話：06-6208-9981

番号	七 1. ②
項目	苦情相談窓口などの体制を強化してください。
<p>(回答)</p> <p>保健所において迷惑民泊根絶チームを昨年 11 月に立ち上げており、今後、苦情対応及び監視指導を強化してまいります。</p>	
担当	健康局 生活衛生部 生活衛生課 電話：06-6208-9981

番号	七 1. ③		
項目	大規模災害時の民泊宿泊者を含めた防災計画を示してください。		
<p>(回答)</p> <p>本市では、市民はもとより、外国人旅行者などの来阪者及び事業者の生命、身体、財産を保護すること等を目的に、地域防災計画を作成し、市ホームページ等で公表するなど、広く周知をしているところです。</p> <p>地域防災計画に基づき、災害時には、多言語による災害情報の発信や、ホテル・旅館と協定を締結し、一時滞在施設を確保するなどの取組みを行っており、引き続き、外国人旅行者に対する安全対策を進めてまいります。</p>			
担当	経済戦略局 観光部 観光課		電話：06-6469-5156
	危機管理室 危機管理課（防災計画G）		電話：06-6208-7385

番号	七 1. ④
項目	空家等対策について、民泊に転用されない対策をすすめてください。
<p>(回答)</p> <p>大阪市では区役所を拠点に関係局と連携して、空家法に基づき居住その他の使用がなされていないことが常態である空家等のうち、適切な管理が行われていないことにより周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある特定空家等及び管理不全空家等について、その所有者等に対して自主的な状態の改善を行うよう指導等を行っています。</p> <p>なお、特区民泊については、令和8年5月29日をもって、特区民泊の新規受付を終了します。新法民泊については、住宅を活用した民泊の適正な運営確保などを目的とする「住宅宿泊事業法」に基づき全国で導入された制度であり、空家を民泊に転用しないことを本市独自に判断できるものではないと考えています。</p>	
担当	計画調整局 建築企画課 電話：06-6208-8759 経済戦略局 観光部 観光課 電話：06-6469-5156

番号	七 2. ①
項目	ニュートラムに乗務員を配置してください。また運転停止時には代替輸送をおこなってください。
<p>(回答)</p> <p>軌道法や鉄道事業法等の関係法令により、輸送の安全確保は鉄道事業者である大阪市高速電気軌道株式会社（Osaka Metro）の責務であり、それを前提として、職員の配置や運行トラブルに関する事項につきましては、Osaka Metro において適切に対応すべきものと考えております。</p> <p>ニュートラムが運行を停止した際には、Osaka Metro がグループ会社である大阪シティバス株式会社に対して、必要に応じて振替輸送を依頼し、運行停止が長時間に及ぶ場合には、同社を含む貸切バス会社に対して、代行輸送を依頼することとされております。</p> <p>本市としましては、Osaka Metro 自らが中期経営計画に掲げる「最高の安全・安心及び快適性・利便性への継続的な取組み」を着実に進めていくよう、求めてまいります。</p>	
担当	都市交通局 監理担当 電話：06-6208-8786

番号	七 2. ②
項目	緊急時に対応できるように、駅員を増員してください。
<p>(回答)</p> <p>軌道法や鉄道事業法等の関係法令により、輸送の安全確保は鉄道事業者である大阪市高速電気軌道株式会社 (Osaka Metro) の責務であり、それを前提として、職員の配置に関する事項につきましては、Osaka Metro において適切に対応すべきものと考えております。</p> <p>本市としましては、会社自らが中期経営計画に掲げる「最高の安全・安心及び快適性・利便性への継続的な取組み」を着実に進めていくよう、求めてまいります。</p>	
担当	都市交通局 監理担当 電話 : 06-6208-8786

番号	七 2. ③
項目	バスを増便してください。
<p>(回答)</p> <p>旧市営バス事業は、平成 30 年 4 月に民営化し、大阪シティバス株式会社が民間事業者としてバス事業を行っています。</p> <p>現在のバス路線については、市民・利用者に必要な輸送サービスを将来にわたり持続的・安定的に提供していくため、交通施策として必要な路線の維持をめざし、各区と調整したうえで、利用動向に応じた見直しを行ったもので、全体として利用状況に見合った、必要なサービスは確保できていると考えています。</p>	
担当	都市交通局 バスネットワーク企画担当 電話：06-6208-8895

番号	七 三.
項目	<p>大型ゴミの収集を無料にもどしてください。また、一般ゴミの有料化はしないでください。</p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>粗大ゴミ収集については、普通ごみのように全ての家庭から日常的に排出されるものではなく、家財の買い替え等により臨時的に排出されるものであるため、排出者に対して排出量・頻度に応じて負担を求める「排出者(受益者)負担」により、「行政サービス」の公平性を確保するとともに、ごみの減量化を推進するため、有料化を実施しております。</p>	
担当	環境局 事業部 事業管理課 電話：06-6630-3226

番号	七 3.
項目	大型ゴミの収集を無料にもどしてください。また、 <u>一般ゴミの有料化はしないでください。</u>
<p>(下線部について回答)</p> <p>家庭ごみの有料化につきましては、ごみの排出抑制や再使用、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、有料化の推進を図るべきの方針が国（環境省）から示されております。</p> <p>本市としましては、引き続き、ごみ減量の進捗状況を見極めながら、各種減量施策の効果検証とともに、家庭ごみ収集の有料化等経済的手法を用いた減量施策の導入について検討することとしています。</p>	
担当	環境局 総務部 企画課 電話：06-6630-3213

番号	七 4.
項目	市民プールなどスポーツ施設は、市として命と安全に責任をもって運営してください。
<p>(回答)</p> <p>市民プールなど本市スポーツ施設においては、現在すべて指定管理者制度へ移行しております。特に、市民プールの安全確保の強化については、国が定めております施設面、管理・運営面で配慮すべき基本的事項等を示した、『プールの安全標準指針』に基づいて、安全確保を図っております。</p> <p>引き続き、市民プールなど本市スポーツ施設の安全管理に万全を期すため、施設の巡回及び指定管理者における安全管理の徹底指導を行ってまいります。</p>	
担当	経済戦略局 スポーツ部 スポーツ課（スポーツ施設担当） 電話：06-6469-3870

番号	七 五. ①
項目	<u>市役所や区役所のトイレに生理用品や自動のサンタリーボックスを設置して</u> <u>ください。</u>
<p>(下線部について回答)</p> <p>大阪市役所本庁舎の女性用トイレ及びバリアフリートイレの個室には足で踏んで開閉させるサンタリーボックスを設置しています。生理用品につきましては、現時点で設置しておりませんが、社会情勢などを踏まえながら、必要に応じて設置を検討してまいります。</p>	
担当	総務局 行政部 総務課 (庁舎管理G) 電話 : 06-6208-7381

番号	七 五. ①
項目	市役所や区役所のトイレに生理用品や自動のサニタリーボックスを設置してください。
<p>(回答)</p> <p>北区役所では、現在のところトイレ内に生理用品を設置する予定はございませんが、自動のサニタリーボックスについては、来庁された方がご利用になる女性用トイレに設置しております。</p> <p>今後とも利用者のニーズを把握しつつ、快適にご利用いただける庁舎を目指してまいりますので、ご理解ご協力の程、よろしくお願いいたします。</p>	
担当	北区役所 総務課 電話：06-6313-9625

番号	七 五. ①
項目	市役所や区役所のトイレに生理用品や自動のサンタリーボックスを設置してください。
<p>(回答)</p> <p>現在、都島区役所庁舎内のトイレには手動式のサンタリーボックスを設置しているところですが、生理用品の設置及びサンタリーボックスの見直しにつきましては、公共施設の導入状況を踏まえ、今後検討いたします。</p>	
担当	都島区役所 総務課 (庶務) 電話 : 06-6882-9625

番号	七 五. ①
項目	市役所や区役所のトイレに生理用品や自動のサニタリーボックスを設置してください。
<p>(回答)</p> <p>当区庁舎の女子トイレの全個室及び多目的トイレには足踏み式のサニタリーボックスを設置しています。</p> <p>自動のサニタリーボックス及び生理用品の設置につきましては、利用者ニーズのほか、公共施設や商業施設などの導入状況を勘案して、今後検討してまいります。</p>	
担当	福島区役所 企画総務課（総務） 電話：06-6464-9625

番号	七 五. ①
項目	市役所や区役所のトイレに生理用品や自動のサニタリーボックスを設置してください。
<p>(回答)</p> <p>ご要望いただきました件について、此花区役所ではすべての個室トイレに自動で開閉するサニタリーボックスを設置しています。</p> <p>また、生理用品につきましては、現在トイレに設置しておりませんが、生理用品の購入が困難な大阪市在住・在勤・在学の女性を対象に庁舎1階自立支援窓口において提供しています。</p> <p>何卒ご理解をたまわりますようよろしくお願いいたします。</p>	
担当	此花区役所 総務課 電話：06-6466-9551

番号	七 五. ①
項目	市役所や区役所のトイレに生理用品や自動のサニタリーボックスを設置してください。
<p>(回答)</p> <p>中央区役所合同庁舎においては、費用面等の問題もあり、トイレの個室に生理用品の設置は行っておりません。また、女性用トイレ内の個室及びバリアフリートイレ(多目的トイレ)内に、サニタリーボックスを設置しております。</p> <p>今後も、来庁者の皆様に快適にご利用いただけるよう施設の管理運営に努めてまいります。</p>	
担当	中央区役所 総務課(総務G) 電話: 06-6267-9988

番号	七 五. ①
項目	市役所や区役所のトイレに生理用品や自動のサニタリーボックスを設置してください。
<p>(回答)</p> <p>西区役所合同庁舎においては、生活自立相談窓口等に相談に来られた方で、希望される方に生理用品を提供しております。また、トイレ内の個室には、サニタリーボックスを設置しております。</p> <p>今後も、区民の皆さんが安心して区役所をご利用いただけるよう、努めてまいります。</p>	
担当	西区役所 総務課 電話：06-6532-9939

番号	七 五. ①
項目	市役所や区役所のトイレに生理用品や自動のサンタリーボックスを設置してください。
<p>(回答)</p> <p>区役所では、生理用品を設置することは不特定多数の方が利用される施設の性質上衛生面の観点から現時点では難しいと考えております。また、自動のサンタリーボックスにつきましては、全個室ではありませんが設置しております。将来的に全個室に設置できるよう検討してまいります。</p> <p>今後もより多くの市民の方々に利用いただけるよう、利用者へのサービス向上に取り組んでまいりますのでご理解くださいますようお願い致します。</p>	
担当	港区役所 総務課 総務・人材育成G 電話：06-6576-9631

番号	七 五. ①
項目	市役所や区役所のトイレに生理用品や自動のサニタリーボックスを設置してください。
<p>(回答)</p> <p>大正区役所では自動のサニタリーボックスを各階に1台、女性用トイレ内に設置しております。なお、男性用トイレ内には、足踏み式のサニタリーボックスを各階に1台設置しております。</p> <p>また、様々なご事情により生理用品の入手が困難な方に対して、区役所1階の自立相談支援窓口（インコス大正）により、相談の機会を通じた生理用品の提供を行っています。</p>	
担当	<p>大正区役所 総務課 庶務G 電話：06-4394-9626</p> <p>大正区役所 保健福祉課 福祉G 電話：06-4394-9926</p>

番号	七 五. ①
項目	市役所や区役所のトイレに生理用品や自動のサニタリーボックスを設置してください。
	<p>(下線部について回答)</p> <p>天王寺区役所では、区民の皆様に庁舎をより快適にご利用いただけるよう、庁内の備品等の改善を可能な限り行っております。令和3年度には、区役所庁舎のサニタリーボックスの改善も行ったところです。</p>
担当	天王寺区役所 企画総務課 電話：06-6774-9625

番号	七 五. ①
項目	市役所や区役所のトイレに生理用品や自動のサニタリーボックスを設置してください。
<p>(回答)</p> <p>浪速区役所においては、適切な維持管理が困難であることから各トイレへの生理用品の設置は行っておりませんが、今後、社会情勢に応じて検討してまいります。</p> <p>また、サニタリーボックスについては自動のものではなく、通常のもを設置しており、衛生面から非接触の自動式の方がよりよいと考えますが、現在のところ費用面等の点から導入にはいたっておりません。サニタリーボックスを含め、トイレを市民の皆様が気持ちよく使えるよう、清掃の徹底等に引き続き努めてまいります。</p>	
担当	浪速区役所 総務課 総務担当 電話：06-6647-9625

番号	七 五. ①
項目	市役所や区役所のトイレに生理用品や自動のサニタリーボックスを設置してください。
<p>(回答)</p> <p>西淀川区役所において生理用品の設置につきましては、利用者ニーズのほか、公共施設や商業施設などの導入状況を勘案して、検討してまいります。</p> <p>サニタリーボックスについては、全個室トイレ 36 か所に自動開閉式のサニタリーボックスを設置しております。</p> <p>(令和8年3月13日時点)</p>	
担当	西淀川区役所 総務課 電話：06-6478-9625

番号	七 五. ①
項目	市役所や区役所のトイレに生理用品や自動のサンタリーボックスを設置してください。
	<p>(下線部について回答)</p> <p>淀川区役所庁舎内のトイレにつきましては、全ての個室へ自動開閉式のサンタリーボックスを設置しております。また、生理用品については、不特定多数の方が利用されるという性質上、衛生面の観点から設置は予定しておりません。</p>
担当	淀川区役所 総務課 電話：06-6308-9625

番号	七 五. ①
項目	市役所や区役所のトイレに生理用品や自動のサニタリーボックスを設置してください。
<p>(下線部について回答)</p> <p>生理用品につきましては、不特定多数の方が利用される施設の性質上、衛生面の観点から設置は予定しておりません。サニタリーボックスにつきましては、多目的トイレを含む全てのトイレに足踏みペダル式のサニタリーボックスを設置しております。</p>	
担当	東淀川区役所 総務課 (総務) 電話 : 06-4809-9625

番号	七 5. ①
項目	市役所や区役所のトイレに生理用品や自動のサニタリーボックスを設置してください。
<p>(回答)</p> <p>生理用品につきましては、区役所におけるトイレは不特定多数の方が利用されること等をふまえ、衛生上の観点から配備を行っておりません。</p> <p>なお、大阪市民局の取組として、東成区役所2階自立相談支援窓口において、生活の悩みを抱えている方と相談窓口を結びつけるきっかけづくりを目的に、ご相談とあわせて必要とされる方に生理用品をお渡ししています。</p> <p>サニタリーボックスにつきましては、自動ではございませんが、フタ付きペダル式のものを設置しております。</p>	
担当	東成区役所 総務課 電話：06-6977-9626

番号	七 五. ①
項目	市役所や区役所のトイレに生理用品や自動のサンタリーボックスを設置してください。
<p>(回答)</p> <p>現在、生野区役所では、費用面の問題等もあり、トイレに生理用品や自動のサンタリーボックスの設置はございませんが、手動のサンタリーボックスを設置しております。</p> <p>今後も、来庁者の皆様に快適にご利用いただけるよう施設の管理運営に努めてまいります。</p>	
担当	生野区役所 企画総務課 電話：06-6715-9625

番号	七 5. ①
項目	市役所や区役所のトイレに生理用品や自動のサニタリーボックスを設置してください。
<p>(下線部について回答)</p> <p>旭区役所のトイレにおきましては、不特定多数の方がご利用されることもあり、衛生上の観点等から、生理用品を設置しておりません。今後、利用者ニーズや公共施設の設置状況等を鑑み、適宜検討してまいります。</p> <p>なお、大阪市女性のつながりサポート事業といたしまして、くらし相談窓口にてご相談とあわせて必要とされる方に生理用品を提供しております。</p> <p>サニタリーボックスにつきましては、多目的トイレに自動開閉式を、女性用トイレに足踏み式をそれぞれ設置しております。</p>	
担当	旭区役所 総務課 電話：06-6957-9625

番号	七 五. ①
項目	市役所や区役所のトイレに生理用品や自動のサニタリーボックスを設置してください。
	<p>(回答)</p> <p>区役所庁舎内トイレにおいて、生理用品及び自動のサニタリーボックスについては、現時点では維持管理が困難であることから設置しておりませんが、社会情勢を踏まえながら必要に応じ検討して参ります。</p>
担当	城東区役所 総務課 電話：06-6930-9625

番号	七 5. ①	
項目	市役所や区役所のトイレに生理用品や自動のサンタリーボックスを設置してください。	
<p>(回答)</p> <p>鶴見区役所及び鶴見区民センターでは、生理用品のトイレへの設置については、現時点で検討しておりません。</p> <p>また、サンタリーボックスについては、自動で開閉するものではありませんが、手動式の一部のトイレ個室に導入しております。</p> <p>なお、鶴見区役所では、衛生面を考慮し、全てのトイレにペーパータオルを設置しております。</p>		
担当	鶴見区役所 総務課（総務）	電話：06-6915-9625
	鶴見区役所 市民協働課（市民協働）	電話：06-6915-9166

番号	七 五. ①
項目	市役所や区役所のトイレに生理用品や自動のサニタリーボックスを設置してください。
<p>(下線部について回答)</p> <p>阿倍野区役所では、トイレに生理用品を設置しておりませんが、今後、ニーズなども踏まえ、適宜検討してまいります。</p> <p>また、自動のサニタリーボックスの設置につきましては、自動ではございませんが既存のサニタリーボックスの使用を継続するため、現時点では新たに設置する予定はございません。</p>	
担当	阿倍野区役所 総務課 (総務) 電話 : 06-6622-9625

番号	七 五. ①
項目	市役所や区役所のトイレに生理用品や自動のサニタリーボックスを設置してください。
<p>(回答)</p> <p>住之江区役所庁舎内のトイレへの生理用品の設置について、費用等の課題から設置の予定はございませんが、様々なご事情で生理用品の入手が困難な方又はその家族を対象として生理用品の配布を行っております。</p> <p>また、住之江区役所庁舎内の女子トイレ及び多目的トイレには、自動ではありませんが、生理用品等を廃棄するためのボックスを各個室及び共有部に設置しております。自動ではなくとも生理用品等を廃棄する機能を有するので、これらを設置しております。</p>	
担当	住之江区役所 総務課・庁舎管理担当 電話：06-6682-9903

番号	七 五. ①
項目	市役所や区役所のトイレに生理用品や自動のサンタリーボックスを設置してください。
<p>(下線部について回答)</p> <p>市民局が実施している「大阪市女性のつながりサポート事業」において、住吉区役所生活自立相談窓口にご相談に来られた方で希望される方に生理用品を提供しておりますことから、現時点で設置する予定はございません。</p> <p>また、サンタリーボックスにつきましては、自動ではございませんが、女子トイレ及び多目的トイレに設置しており、新たに設置する予定はございません。ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>	
担当	住吉区役所 総務課 (庁舎管理担当) 電話 : 06-6694-9904

番号	七 五. ①
項目	市役所や区役所のトイレに生理用品や自動のサニタリーボックスを設置してください。
<p>(回答)</p> <p>東住吉区役所では、庁舎内の女性用及び多目的トイレの個室にサニタリーボックスを設置しております。</p> <p>トイレなど区役所内への生理用品の設置につきましては、社会情勢等を踏まえながら、適宜検討してまいります。</p>	
担当	東住吉区役所 総務課 電話：06-4399-9626

番号	七 五. ①	
項目	市役所や区役所のトイレに生理用品や自動のサンタリーボックスを設置してください。	
	<p>(回答)</p> <p>平野区役所ならびに平野区役所北部・南部サービスセンター、平野区役所附設会館のトイレにおける生理用品や自動のサンタリーボックスの設置につきましては、維持管理や費用面の課題があり、現時点で実施が困難な状況です。</p> <p>今後とも、誰もが利用しやすい庁舎の運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。</p>	
担当	平野区役所 総務課	電話：06-4302-9625
	平野区役所 安全安心まちづくり課	電話：06-4302-9734

番号	七 五. ①
項目	市役所や区役所のトイレに生理用品や自動のサンタリーボックスを設置してください。
	<p>(回答)</p> <p>西成区役所では、トイレに生理用品や自動のサンタリーボックスの設置はありません。管理上の問題やコスト、市民サービスの公平性などの観点から、今のところ設置の予定はありませんが、来庁者の皆様に快適にご利用いただけるよう区役所庁舎の管理運営に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。</p>
担当	西成区役所 総務課 電話：06-6659-9625

番号	七 五. ②	
項目	公共施設に保育室を設置してください。	
<p>(回答)</p> <p>北区役所では、お子様連れで来庁される区民のみなさまにも、窓口でお気遣いなくスムーズに手続きが進むよう対応を心がけており、さらに、授乳室やおむつ交換台、親子で安心して遊べるスペースも設置するなど快適にお過ごしいただけるよう工夫に努めております。</p> <p>ご要望の、こどもの一時預かりサービスを行う保育室設置につきましては、施設の狭隘や安全確保などから新たに設けることは困難であると考えております。</p> <p>北区民センター及び大淀コミュニティセンターの施設規模や利用状況等を踏まえると、こどもの一時預かりサービスを行う保育室の設置は、施設の狭隘や安全確保などから新たに設けることは困難であると考えております。</p>		
担当	北区役所 総務課 北区役所 地域課（地域支援担当）	電話：06-6313-9625 電話：06-6313-9509

番号	七 5. ②
項目	公共施設に保育室を設置してください。
<p>(回答)</p> <p>都島区役所における保育室につきましては、スペース及び人員等の観点から設置していませんが、お子様とともに来庁される区民の方々が安心して目的の事務等に集中頂けるよう、2階保健福祉課待合エリアにキッズスペース、1階総務課窓口前に授乳室を設置しているところです。</p> <p>今後とも市民・区民の皆様が快適にご利用頂ける区役所となるよう努めてまいります。</p> <p>都島区民センターにおける保育室につきましては、都島区役所同様、スペース及び人員等の観点から設置していませんが、当日の会議室等の空き状況によっては、一時的に授乳室等でのご利用について対応可能な場合もありますので、区民センターにご相談いただければと思います。</p> <p>今後とも市民・区民の皆様が快適にご利用いただける区民センターとなるよう努めてまいりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>	
担当	都島区役所 総務課（庶務） 電話：06-6882-9625 都島区役所 まちづくり推進課 電話：06-6882-9734

番号	七 五. ②
項目	公共施設に保育室を設置してください。
<p>(回答)</p> <p>福島区役所では一時預かりサービスを行う保育室は設けておりませんが、利用者責任のもとご利用いただけるお子様の遊び場や授乳スペースなどを2階の子育て情報コーナー内に設けております。</p> <p>福島区民センターにつきましては、現在、保育室を設置しておりません。ホール等を利用時の保育機能の有無につきましては、すべてのホール等利用者が保育施設を必要としているわけではございませんので、ホール等利用者であるイベント等主催者の判断に委ねております。</p> <p>なお、授乳室につきましては、平成 30 年度末に設置済みであります。</p>	
担当	福島区役所 企画総務課 (総務) 電話 : 06-6464-9625 福島区役所 市民協働課 (市民協働) 電話 : 06-6464-9734

番号	七 五. ②		
項目	公共施設に保育室を設置してください。		
<p>(回答)</p> <p>ご要望いただきました件について、まず此花区役所では、庁舎内が狭あいであることなどから手続きの際に職員がお子様をお預かりするようなサービスは行っておりませんが、庁舎 2 階の保健福祉センター内に授乳室やおむつ替え室などを設置しています。</p> <p>また、庁舎 2 階に親子で遊べる場として「おひさまルーム」を設置しています。</p> <p>次に大阪市立此花区民ホールでは、保育室の設置及び一時預かりサービスは実施していませんが、区民ホール及び諸室を利用した催し・イベント等の実施団体が一時的にお子様をお預かりするようなサービスを行っている場合がありますので、詳しくは催し・イベント等の実施団体へお問合せください。</p> <p>今後とも、誰もが利用しやすい施設の運営に努めてまいりたいと考えておりますので、何卒ご理解をたまわりますようよろしくお願いいたします。</p>			
担当	此花区役所 総務課 此花区役所 地域サポート課 地域サポート担当	電話：06-6466-9551 電話：06-6466-9734	

番号	七 五. ②	
項目	公共施設に保育室を設置してください。	
<p>(回答)</p> <p>中央区役所庁舎では、保育室でのこどもの一時預かりサービスは、保育士や場所の確保が難しいため実施しておりませんが、授乳・おむつ交換ができる「カンガルーポッケ」を常設しております。併せて、子育て講座など一時的に保育を実施している事業もございます。</p> <p>また、中央区役所附設会館は市民の集会その他各種行事の場を提供することを目的として設置され、安価な使用料でできるだけ多くの方々にご利用いただいております。保育室の設置につきましては、コスト負担や人員確保の面から常設の保育室を設置することは困難ですが、会館内で実施される事業やイベントの内容に応じて一時的な保育スペースを設けるなど子育て中の保護者の方にもご利用していただきやすい工夫を行ってきております。</p>		
担当	中央区役所 総務課（総務G） 中央区役所 市民協働課（市民協働G）	電話：06-6267-9988 電話：06-6267-9734

番号	七 五. ②
項目	公共施設に保育室を設置してください。
<p>(回答)</p> <p>西区役所合同庁舎においては、区役所業務に必要なスペースや多くの来庁者の方々のための待合スペース等を確保する必要がある一方、平成 30 年 4 月からは庁舎内保育施設を設けるなど、庁舎内スペースを最大限活用しており、新たな保育室を設置するためのスペースの確保が困難な状態となっております。</p> <p>ご理解賜りますようお願いいたします。</p>	
担当	西区役所 総務課 電話：06-6532-9939

番号	七 五. ②
項目	公共施設に保育室を設置してください。
<p>(回答)</p> <p>保育室の設置についてはスペースの確保ができませんが、イベント開催時における一時預かり等については、イベント主催者の判断に基づき、対応を行う場合があります。</p> <p>ご理解賜りますようお願いいたします。</p>	
担当	西区役所 地域支援課 地域支援担当 電話：06-6532-9975

番号	七 五. ②	
項目	公共施設に保育室を設置してください。	
<p>(回答)</p> <p>区役所での一時預かりの保育室については、設備及び人員等の観点から設置していません。</p> <p>ただし、来庁者の多い区役所1階、乳幼児が多く来庁される2階フロアには、キッズスペースを設けて対応しているところではあります。</p> <p>また、港区民センター及び港近隣センターでは、コミュニティ活動の振興等に寄与することを目的とした施設として貸館事業等を行っています。</p> <p>保育室の設置については、スペースの確保及び運営にかかる設備や人員確保等の観点から困難な状況です。</p> <p>今後もより多くの市民の方々に利用いただけるよう、利用者へのサービス向上に取り組んでまいりますので、ご理解くださいますようお願い致します。</p>		
担当	港区役所 総務課 総務・人材育成G 港区役所 協働まちづくり推進課 市民活動推進G	電話：06-6576-9631 電話：06-6576-9734

番号	七 五. ②
項目	公共施設に保育室を設置してください。
<p>(回答)</p> <p>保育室の設置や一時預かりサービスは行っておりませんが、大正区役所では3階子育て情報コーナー相談室においてプレイスペースと授乳スペースを設けております。また、大正会館では、空いている会議室や事務所の一角を授乳スペースとしてご利用いただいております。</p>	
担当	<p>大正区役所 総務課 庶務G 電話：06-4394-9626</p> <p>大正区役所 地域協働課 地域協働G 電話：06-4394-9743</p>

番号	七 五. ②
項目	公共施設に保育室を設置してください。
<p>(回答)</p> <p>区での事業実施時に、事前申し込みを前提に一時保育を行っている事業も一部ございます。今後もできるだけ利用しやすく快適な区役所をめざし、ハード・ソフト両面にわたり取り組んでいきたいと考えています。</p>	
担当	天王寺区役所 企画総務課 電話：06-6774-9625

番号	七 五. ②
項目	公共施設に保育室を設置してください。
<p>(回答)</p> <p>天王寺区民センターでの子ども一時預かりについては、イベント主催者で対応いただいておりますが、一時預かりの希望が多くあるようであれば、今後対応を検討してまいります。</p> <p>今後とも、誰もが利用しやすい施設の運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。</p>	
担当	天王寺区役所 市民協働課（地域活動の支援） 電話：06-6774-9734

番号	七 五. ②
項目	公共施設に保育室を設置してください。
<p>(回答)</p> <p>浪速区役所においては、一時預かりサービスを提供する保育室の設置はしていませんが、区役所4階に子育て家庭の親とその子どもが気軽にかつ自由に利用できる場として「子育てつどいのひろば」を設置しています。</p> <p>開設時間は、平日午前10時15分から午後0時及び、午後1時から午後4時15分の2部制となっておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。</p> <p>浪速区民センターには、保育室を設置しておらず、一時預かりサービスも実施していません。</p> <p>当施設は貸館施設であり、広く市民活動やコミュニティ活動の場として使用されていますが、一時預かりサービスを実施するか否かは、イベントや会議の趣旨及び対象者を勘案し使用者が判断されるものとなりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。</p>	
担当	浪速区役所 総務課 総務担当 電話：06-6647-9625 浪速区役所 市民協働課 市民協働担当 電話：06-6647-9883

番号	七 五. ②
項目	公共施設に保育室を設置してください。
<p>(回答)</p> <p>当区庁舎の1階に子育て層の交流の場として「に～よんステーション」を設置しています。保育士や子育て経験のあるスタッフがおり、おもちゃ・絵本・ベビーベッドなどを用意しています。</p> <p>当区庁舎の2階に「子育て健康づくり・情報コーナー」を設置しています。区内の子育て施設や予防接種などに関する情報紙等を置いています。また、おむつ交換台、授乳室、身長計・体重計、ベビーフォトコーナーを設置しています。</p> <p>(令和8年3月13日時点)</p> <p>近藤技研工業 西淀川区民ホール(以下、「区民ホール」という)及び西淀川区民会館(以下、「区民会館」という)は、コミュニティ活動の振興並びに地域における文化の向上及び福祉の増進を図るとともに、市民の集会その他各種行事の場を提供することにより市民相互の交流を促進し、もって連帯感あふれるまちづくりの推進に寄与することを目的とした施設です。</p> <p>保育室の設置について、区民ホール及び区民会館には、それぞれホール1室、会議室4室及び和室1室がありますが、十分なフリースペースがないことから、保育室の設置はしておりません。保育室が必要な際は、利用者が会場と異なる部屋を保育室として利用申請し、保育に係るスタッフ・物品等を準備していただいた上でご利用いただいています。</p> <p>今後ともより多くの市民の方々に利用いただけるよう、利用者へのサービス向上に取り組み、コミュニティ活動の振興に寄与するための施設としての役割を果たしてまいります。</p>	
担当	西淀川区役所 総務課 電話：06-6478-9625 西淀川区役所 地域支援課 電話：06-6478-9893

番号	七 5. ②
項目	公共施設に保育室を設置してください。
<p>(回答)</p> <p>淀川区役所におきましては、来庁者の方が窓口でお待ちいただく際などに、お子様が待ち時間を快適に過ごしていただけるよう、保護者の方の責任のもとで一時的に休憩や授乳にご利用いただけるスペースとして、2階に「子育て情報コーナー」を開設しております。</p> <p>また、主に子育て世帯を対象とした講演会やイベントの開催時などに、必要に応じてお子様を一時的にお預かりする保育サービスを実施しております。</p> <p>しかしながら、区役所での手続き時等の一時預かりにつきましては、スペースの確保や安全面での課題があるため、実施は困難であると考えております。</p> <p>淀川区民センターにつきましては、民間事業者の有するノウハウを活用することにより、利便性の向上を図ることを目的として指定管理者制度を導入し、指定管理者による管理運営を行っております。現在、淀川区民センターにおいて、一時預かりサービスは行っておりませんが、子育て中の方が多く参加するようなイベントを実施する場合には、イベント主催者側が保育士等を確保し、区民センター内の和室等を活用して乳幼児の一時預かりサービスを提供している事例はあります。</p> <p>今後、指定管理者の自主事業の一環として、保育室設置の提案がなされた場合は、施設の設置目的に照らし、承認の可否を検討してまいります。</p>	
担当	淀川区役所 総務課 電話：06-6308-9625 淀川区役所 市民協働課 電話：06-6308-9734

番号	七 五. ②
項目	公共施設に保育室を設置してください。
<p>(回答)</p> <p>東淀川区役所では、設備及び人員等の観点から、一時預かりを行う保育室を設置していませんが、毎週水曜日の午前中に、区役所4階の東淀川区子ども・子育てプラザ（こども青少年局所管）にて一時預かりを行っております。（一時預かりの時間帯については、今後、変更の可能性があります。）</p> <p>また、2階保健福祉課内のキッズスペースには、授乳室やおむつ交換台などを設けております。区役所併設の東淀川区民ホールについても同様の取扱いとなります。</p> <p>東淀川区民会館では、設備及び人員等の観点から、一時預かりを行う保育室は設置していないものの、授乳室やおむつ交換台などを設けております。</p> <p>今後も、より多くの市民の方々にご利用いただけるよう、サービスの向上に取り組んでまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>	
担当	東淀川区役所 総務課（総務） 電話：06-4809-9625 東淀川区役所 地域課（地域） 電話：06-4809-9734

番号	七 五. ②
項目	公共施設に保育室を設置してください。
<p>(回答)</p> <p>東成区役所では、お子様をお預かりするサービスはございませんが、来庁者のお子様お待ち時間も楽しくお過ごしいただけるよう多目的スペースを区役所 2 階フロアに設置しております。</p> <p>多目的スペースには授乳スペースやベビーベッドがあり、保護者とお子様が進んでいただけますのでご活用ください。</p> <p>東成区民センターでは、人員を配置した一時預かりサービスはございませんが、お子様向けの本やおもちゃなどを備えたプレイルームという部屋を設けており、貸室のご利用と併せてご予約いただければ無料でお使いいただけます。また、プレイルームの奥にございます授乳室は、ご予約のない方にもご利用いただけます。</p> <p>今後とも、利用者の方々に安全かつ快適にご利用いただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p>	
担当	東成区役所 総務課 電話：06-6977-9626 東成区役所 市民協働課 電話：06-6977-9734

番号	七 五. ②
項目	公共施設に保育室を設置してください。
<p>(回答)</p> <p>当区役所では、所内に乳幼児と保護者の休憩の場として、授乳やおむつ替え等に利用できるキッズルームを設置し、区内の子育て機関やイベントの情報も発信しています。職員は常駐していませんが、ガラス張りのオープンなスペースで、外出中の方が気軽に立ち寄りご利用いただけます。</p> <p>また、各種手続き・健診時には、乳幼児と一緒に安心して手続き等ができるよう受付・待合にスペースを設け、絵本棚の設置を行い、職員も声掛けなど見守りに努めています。</p>	
担当	生野区役所 企画総務課 電話：06-6715-9625

番号	七 五. ②
項目	公共施設に保育室を設置してください。
<p>(回答)</p> <p>生野区民センターにおけるイベント開催時における一時預かり等については、イベント主催者の判断に基づき、対応を行う場合があります。</p>	
担当	生野区役所 地域まちづくり課 電話：06-6715-9734

番号	七 五. ②
項目	公共施設に保育室を設置してください。
<p>(回答)</p> <p>旭区役所におきましては、スペース確保等が困難なことから、一時保育を目的とした保育室は設置しておりませんが、お子様連れの方にも安心してご利用いただけるよう、2階にキッズスペース及び授乳室を、各階におむつ交換台をそれぞれ設置しております。</p> <p>なお、区役所実施事業及び主催イベント等の一部におきましては、一時保育を実施しております。</p> <p>旭区民センターにおきましては、保育室を設置しておりませんが、1階に就学前のお子様と保護者同伴でご利用いただける、授乳室及びおむつ替えスペースを備えた無料のプレイルームを設けております。また、当プレイルーム前には、保護者の方の育児相談及び保護者同士の交流の場として、あさひ子育て広場「おさんぽ」が開設されております。</p>	
担当	旭区役所 総務課 電話：06-6957-9625 旭区役所 地域課 電話：06-6957-9734

番号	七 五. ②
項目	公共施設に保育室を設置してください。
<p>(回答)</p> <p>質問の趣旨が、区民センターでのイベント開催時及び区役所内での待合時等における一時保育という趣旨で、お答えさせていただきます。</p> <p>現在のところ、区民センターでのスペースが確保できないため、保育室設置の予定はありません。</p> <p>現状では、必要に応じてイベント主催者ご自身が別途会議室及び保育士を確保することで対応されています。</p> <p>また、区役所内におきましてもスペースが確保できないため、保育室設置の予定はありません。</p>	
担当	城東区役所 市民協働課 電話：06-6930-9734 城東区役所 総務課 電話：06-6930-9625

番号	七 五. ②		
項目	公共施設に保育室を設置してください。		
<p>(回答)</p> <p>鶴見区役所では、乳がん検診、子育て講習会において、要望があれば一時保育を行っています。</p> <p>また、区役所内に保育室はありませんが、遊具や絵本等があり、親子で気軽に遊ぶことができる「つるみっ子ルーム」を開放しており、区役所で行う講演会やイベントについても、親子で参加できるような内容、運営に努めております。</p> <p>鶴見区民センターにつきましても、一時保育等は行っていないが、利用者様が利用できる「保育室」があり、小学生未満のお子様には保護者同伴で遊んでいただけるスペースを無料でご利用いただくことが可能です。</p> <p>また、鶴見区民センターの大ホールには親子室が設けられており、親子一緒に観賞することができるようになっています。</p>			
担当	鶴見区役所 保健福祉課 (子育て支援)	電話 : 06-6915-9129	
	鶴見区役所 保健福祉課 (健康づくり)	電話 : 06-6925-9882	
	鶴見区役所 市民協働課 (市民協働)	電話 : 06-6915-9166	

番号	七 五. ②	
項目	公共施設に保育室を設置してください。	
<p>(回答)</p> <p>阿倍野区役所では、手続きの際にお子様をお預かりするようなサービスは行っておりませんが、1階の子育て情報コーナーに授乳スペースやおむつ交換台を設置するなど、お子様連れで来庁される方にご利用いただけるようにしております。</p> <p>ご要望の保育室設置につきましては、庁舎内が狭隘であることや、安全確保の問題等もあり、新たに設けることは困難であると考えております。</p> <p>阿倍野区民センターでは、設備として保育室はございますが、一時預かりサービス等はありませんので、利用者様の責任でご利用いただいております。</p> <p>また、大ホール・小ホールの後方には親子室を備えておりますので、小さなお子様連れの利用者様にも安心してご観覧いただけます。</p>		
担当	阿倍野区役所 総務課 (総務)	電話 : 06-6622-9625
	阿倍野区役所 市民協働課 (市民協働)	電話 : 06-6622-9787

番号	七 五. ②
項目	公共施設に保育室を設置してください。
<p>(回答)</p> <p>住之江区役所については、空き室や一定のスペースを確保できる待合等の確保が困難であることから、保育室を設置しておりません。なお、当区役所1階の窓口サービス課フロアには、窓口でお待ちいただくお子様のため絵本コーナーをご用意しております。</p> <p>すみのえ舞昆ホール、住之江会館についても、現在、保育室を設置しておりません。ホール等使用時の保育機能の有無については、すべてのホール等使用者が保育施設を必要としているわけではございませんので、ホール等使用者であるイベント主催者に委ねております。</p>	
担当	住之江区役所 総務課・庁舎管理担当 電話：06-6682-9903 住之江区役所 協働まちづくり課 電話：06-6682-9734

番号	七 五. ②
項目	公共施設に保育室を設置してください。
<p>(回答)</p> <p>保育場所の確保や、安全にお子様をお預かりするために必要な保育士の常駐、あるいは、要請に応じた保育士の確保が困難であること等から、来庁者及び利用者様向けの一時保育等は行っておりませんが、お子様連れの方にも安心してご利用いただけるよう、1階保健子ども家庭課内にキッズスペースを設置し、授乳室やおむつ交換台を設けております。</p> <p>これからも、より多くの皆様に快適にご利用いただけるよう施設の管理運営に努めてまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>	
担当	住吉区役所 総務課 (庁舎管理担当) 電話 : 06-6694-9904 住吉区役所 総務課 (附設会館担当) 電話 : 06-6694-9626

番号	七 五. ②
項目	公共施設に保育室を設置してください。
<p>(回答)</p> <p>東住吉区役所においては、新たに活用可能な空きスペースが非常に少ないことから、保育室を設置することは困難となっています。</p> <p>しかしながら、お子様とともに来庁される区民の方々が安心して目的の事務等に集中いただけるよう、1階、2階の保健福祉センター及び1階の保健福祉課執務室前の計3か所に、お子様が遊んだり、座って読書ができるスペースを設置しております。</p> <p>今後とも来庁者や利用者へのサービス向上に取り組み、公共施設としての役割を果たしてまいります。</p>	
担当	東住吉区役所 総務課 電話：06-4399-9626 東住吉区役所 区民企画課 電話：06-4399-9734

番号	七 五. ②
項目	公共施設に保育室を設置してください。
<p>(回答)</p> <p>現在、平野区役所内での来庁者向け一時保育につきましては、庁舎内が狭隘であることや、費用面の問題等もあり、現時点での実施は困難な状況です。今後、課題の解消を前提にニーズの状況を踏まえて必要に応じて検討を行います。</p> <p>今後とも、誰もが利用しやすい庁舎の運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>	
担当	平野区役所 総務課 電話：06-4302-9625

番号	七 五. ②
項目	公共施設に保育室を設置してください。
<p>(回答)</p> <p>平野区民センター及び平野区民ホールは、各室を市民の集会その他各種行事の場として供用しており、保育スペースを確保することが困難であることから常設の保育室を設置していませんが、貸室を一時的に保育室として利用いただくことは問題ありません。</p> <p>今後とも、誰もが利用しやすい施設の運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。</p>	
担当	平野区役所 安全安心まちづくり課 電話：06-4302-9734

番号	七 五. ②
項目	公共施設に保育室を設置してください。
<p>(回答)</p> <p>西成区役所では一時預かりサービスを行う保育室といった部屋の設置はございませんが、乳幼児親子などが、おむつ替えや授乳などに利用できるスペースを2階に設置しており、また、各階にもおむつ替え等にも利用できる多目的トイレを設置しております。</p>	
担当	西成区役所 総務課 電話：06-6659-9625

番号	七 五. ②
項目	公共施設に保育室を設置してください。
<p>(回答)</p> <p>西成区民センターは「市民の集会その他各種行事の場を提供することにより市民相互の交流を促進し、もって連帯感あふれるまちづくりの推進に寄与することを目的（大阪市区役所附設会館条例第2条）」としており、利用者がイベントの内容や目的を踏まえ、その必要性に応じて諸室を申し込み、利用されるものと考えております。</p> <p>なお、1階、2階に多目的トイレを設置しておりますので、おむつ換え等につきましてはどなたでも利用できます。また1階男女トイレに乳幼児親子が一緒に入れるよう一番奥の個室に赤ちゃん専用チェアを設置しております。</p>	
担当	西成区役所 市民協働課 電話：06-6659-9734

番号	七 5. ③
項目	「トイレは人権」の観点から、だれもが利用しやすい公園のトイレにしてください。
<p>(回答)</p> <p>車いす利用者の方にも安心してご利用いただけるよう、標準的な公園トイレには車いす対応(バリアフリー)トイレを設置しており、現時点では一定の配慮ができているものと認識しております。</p> <p>一方で、「だれもが利用しやすい」という観点には、さまざまな利用者の状況が含まれるものと理解しております。今後も利用実態やご意見を踏まえ、必要に応じて利用のしやすさや安全等について検討してまいります。</p>	
担当	建設局 公園緑化部 公園課 電話：06-6615-6769

番号	七 6.
項目	市営住宅をふやして、希望する人が入居できるようにしてください。値上げをしないでください。必要数以上の「政策空家」を確保することはやめてください。
<p>(回答)</p> <p>本市では、市営住宅の供給につきましては、住宅施策の重要な柱の一つと位置付け取り組んでまいりました。その結果、市営住宅の管理戸数は約 11 万戸と、住宅総数に占める比率は政令市でもトップの水準となっております。</p> <p>これらの市営住宅ストックを良好な社会的資産として有効活用していくため、「大阪市営住宅ストック総合活用計画」に基づいて、建替事業等を効果的・効率的に進めています。</p> <p>市営住宅（公営住宅）の家賃につきましては、公営住宅法第 16 条により、毎年度、入居者からの収入申告に基づき把握される入居者世帯の収入と住宅の便益に応じて近傍同種の住宅の家賃以下で、家賃決定されることとなっております。</p> <p>家賃の具体的な算定方法につきましては、公営住宅法施行令により定められており、本市の裁量により決められるものではありません。</p>	
担当	都市整備局 住宅部 建設課（建設設計） 電話：06-6208-9243 都市整備局 住宅部 管理課（家賃収納） 電話：06-6208-9262

番号	七 7.
項目	市営水道を民営化しないでください。上下水道の老朽化に対して <u>急いで対策をとって</u> <u>ください。</u>
<p>(下線部について回答)</p> <p>下水道の老朽化対策につきましては、施設の状態を把握し、最適な時期に改築や維持管理を実施する「状態監視保全」を基本としており、設備機器の故障などによる下水処理機能の低下や管きよの老朽化に伴う道路陥没により、市民生活・企業活動への支障が発生しないよう、「大阪市下水道施設管理計画」を取りまとめ、ライフサイクルコストの低減を図りつつ、ストックマネジメントによる計画的かつ効率的な管理・更新を進めています。</p>	
担当	建設局 下水道部 調整課 事業計画担当 電話：06-6615-7594

番号	七 7.
項目	<u>市営水道を民営化しないでください。</u> 上下水道の老朽化に対して急いで対策をとって ください。
<p>(下線部について回答)</p> <p>現在、大阪市では、水道事業の運営全般を民間に委ねるという趣旨での、いわゆる「民営化」 を行う予定はございません。</p>	
担当	水道局 企画課 電話：06-6616-5140

番号	七 7.
項目	市営水道を民営化しないでください。 <u>上下水道の老朽化に対して急いで対策をとって</u> <u>ください。</u>
<p>(下線部について回答)</p> <p>本市では、30年間を計画期間とした「大阪市水道施設整備中長期計画（令和6年5月）」（以下、「中長期計画」という。）に基づき、水道管の老朽化対策を進めています。老朽管の更新にあたっては、本市独自で設定している使用可能年数に基づき、今後における長期の更新需要の試算結果より、水道管の総延長約5,200kmに対して年間の更新率1%を目安とした更新ペース約53km/年を設定し、計画的に進めることとしております。</p> <p>これに加え、令和7年5月に本市城東区で発生した漏水事故をはじめ、全国においても水道管の老朽化事故が相次いで発生している状況等を踏まえ、水道インフラの老朽化対策のより一層の強化を図るため、令和8年2月に管路更新ペースの引き上げにかかる基本的な方向性（約53⇒約63km/年）を公表したところです。具体的には、令和17年度までに铸铁管を全て解消し、水道施設全体の南海トラフ巨大地震対策を完了させることや、使用可能年数超過管路の解消時期を2090年代（約70年後）から2053（約30年後）に、約40年前倒しすることとしております。今後は、ペースアップ分の設計業務に着手しながら、当該方向性に基づく新たな管路更新計画の策定を行う予定です。</p> <p>【参考】</p> <p>▶大阪市水道施設整備中長期計画 <u>大阪市水道局：大阪市水道施設整備中長期計画（水道局の主な取り組み>水道施設の整備）</u></p> <p>▶水道インフラの強靱化の推進について <u>大阪市水道局：水道インフラの強靱化の推進について（水道局の主な取り組み>水道施設の整備）（osaka.lg.jp）</u></p>	
担当	水道局 工務部 計画課 電話：06-6616-5512

番号	七 八.
項目	(上下) 水道料金の減免制度を復活し、拡充してください。
<p>(回答)</p> <p>水道料金及び下水道使用料の福祉減免制度については、平成 24 年 7 月策定の市政改革プランに基づき、受益と負担の明確化など「施策・事業の聖域なきゼロベースの見直し・再構築」を行ったことから、平成 25 年 9 月に廃止いたしました。</p> <p>現下の厳しい財政状況の中、市政改革プランの趣旨からも、福祉減免制度の復活や新たな助成制度の創設は困難ではありますが、将来にわたり安心・安全な市民生活に寄与する上下水道事業を構築してまいりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。</p>	
担当	水道局 総務部 お客さまサービス課 営業企画担当 電話：06-6616-5473 建設局 総務部 経理課 下水道使用料担当 電話：06-6615-7545

番号	七 八.
項目	(上下) 水道料金の減免制度を復活し、拡充してください。
<p>(回答)</p> <p>大阪市では、「市政改革プラン」に基づき、平成 25 年 10 月に水道料金・下水道使用料の福祉減免措置を廃止し、真に支援を必要とする高齢者の方、障がいのある方等に対する支援施策へ再構築を行ってきたところです。</p> <p>今後も、高齢者や障がい者等への支援施策等の充実に努めてまいります。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 (企画) 電話 : 06-6208-7958

番号	七 9. ①
項目	歩道の草刈りの回数は、年 1～2 回ではなく、もっと増やしてください。
<p>(回答)</p> <p>公園の雑草については、近年、人件費等が上昇する中、一定の施工量を確保しながら、年年の天候や、公園の利用状況などによっても異なる雑草の繁茂状況に合わせ、除草を行っています。</p> <p>一方、雑草は、利用者が多い場所ではあまり繁茂しないことから、雑草が繁茂しやすく利用しにくくなっている公園や、周辺に住宅地等が立地し、潜在的な利用ニーズがある公園を対象に、雑草の発芽を抑制させ、快適な環境を整えることで、公園の利用を促進し、持続的に雑草の抑制を図ることを目的として、広場や園路の土の入れ替えや、土系舗装などを行う取組を試行的に進めています。</p> <p>除草と合わせて、このような雑草を抑制する取組を行い、除草が必要な場所を減らすことで、予算をより有効に活用して除草が必要な場所での除草頻度を増やすなど、快適な公園の利用環境の確保に取り組んでまいります。</p>	
担当	建設局 公園緑化部 緑化課 電話：06-6615-6891

番号	七 九. ②
項目	遊具の設置や設備の充実をおこなってください。
<p>(回答)</p> <p>本市では「公園施設維持管理計画（個別施設計画）」に基づき、遊具・パーゴラ・防球柵等については定期的な点検により劣化状況を把握したうえで、修繕や補修を行っています。また、公園灯等の公園設備については定期的な点検により、適切な維持管理を行いながら消耗部品等を適宜交換し、施設の安全性や信頼性を損なう前に更新することにより、機能確保を行っています。</p> <p>また、公園の整備やリニューアルを行う際には、公園利用者だけでなく、近隣地域にお住まいの方のニーズの把握を行いながら、様々な遊びが楽しめる魅力的な遊具の設置や、安全に安心して利用できるその他施設の整備に努めてまいります。</p>	
担当	建設局 公園緑化部 公園課 電話：06-6615-6769

番号	七 10.
項目	切る必要のない樹木の伐採はやめてください。
<p>(回答)</p> <p>本市では、昭和 39 年の緑化百年宣言以降、公園や道路の整備に合わせ、限られた空間を最大限活用して、積極的に植樹を進めるとともに、その維持保全に取り組んでまいりました。しかし、長い年月をかけて生長した多くの樹木が大木化・老木化した結果、樹勢が衰え、強風等による倒木リスクが顕在化するとともに街路樹では通行障害や見通しの障害、公園樹では民有地への越境など、樹木の一部が市民生活に影響を与える状況となり、安全対策事業として、短期集中的に撤去・更新を進めてまいりました。</p> <p>安全対策事業では、市民生活の安全・安心に支障を来すおそれのある樹木を対象に撤去・更新を行い、樹木の健全な育成を促す空間を確保しつつ、将来の生育を考慮した上で、可能な限り植え替えを行いました。なお、本事業は、令和 6 年度をもって完了しております。</p> <p>引き続き、市民の皆様に、安全・安心して道路や公園を利用いただけるよう維持管理に取り組んでまいりますので、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。</p>	
担当	建設局 公園緑化部 緑化課 電話：06-6615-6891

番号	七 一 一 .
項目	<p>すべての委員会で、希望する者全員が傍聴できるようにしてください。 各政党への請願陳情は直接できるようにしてください。また、請願者が直接請願理由を陳述できるようにしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市会では、常任委員会及び特別委員会を傍聴することができます。</p> <p>ただし、傍聴者の人数につきましては、委員会室のスペースや警備の関係で委員会傍聴規則により各委員会10人と定めています。なお、委員会室に入れない傍聴希望者の方々も庁内でのモニター放映により、委員会の様子をご覧いただけます。</p> <p>市会構内における議員への面会については、「議員面会人及び議員控室への入室に関する申し合わせ」が議員任期当初の各派幹事長会議（令和5年5月30日）で決定されており、面会する際の手続きを定めています。</p> <p>請願・陳情提出者の意見陳述については、現状では議論されていません。 (このたびのご要望については、議長、副議長及び各会派に伝えます。)</p>	
担当	<p>市会事務局 総務担当 電話：06-6208-8671 市会事務局 議事担当 電話：06-6208-8681</p>

番号	七 12.
項目	脱炭素社会の実現に向けて、省エネエアコン買い替えに対して補助金をつけてください。
<p>(回答)</p> <p>本市では、2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロをめざす「ゼロカーボン おおさか」の実現に向け、大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕(改定計画)に基づいて、省エネ機器導入時の補助など、市民・事業者の脱炭素の取組を支援する事業を実施します。</p> <p>今後も、国や他の自治体の動向及び大阪市を取り巻く状況等を総合的に踏まえ、新たな施策を検討してまいります。</p>	
担当	環境局 環境施策部 環境施策課 電話：06-6630-3217

番号	七 13.
項目	自転車用ヘルメットの購入に補助金をつけてください。
<p>(回答)</p> <p>現在、自転車ヘルメット購入に係る補助金制度の予定はございません。</p> <p>しかしながら、自転車乗車中の交通事故による被害を軽減させるためにも、乗車用ヘルメットの着用は有効ですので、大切な命を守るためにも、自転車乗車時のヘルメット着用については、引き続き広く周知・啓発を行って参ります。</p>	
担当	市民局 区政支援室 地域安全担当 電話：06-6208-7372

番号	七 14.
項目	期日前投票所を増やしてください。
<p>(回答)</p> <p>公職選挙法上、政令指定都市においては、期日前投票所を含めた投票所の設置は各区選挙管理委員会ごとに行うこととなっており（公職選挙法第 39 条、第 40 条第 1 項、第 269 条等）、本市では直近の各選挙において各区役所 24 か所及び出張所等 4 か所、計 28 か所に必ず期日前投票所を設置しています。</p> <p>これまで、市・区選挙管理委員会において、上記の 28 か所以外における利便性の良い場所での期日前投票所等の設置について検討し、平成 25 年参議院選挙では、1 区において駅近くでの期日前投票所を増設するなどの試行も行いました。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症対策として「密を避ける」という観点からも、令和 2 年の大阪市廃止・特別区設置住民投票では 4 区、令和 3 年の衆議院選挙では 2 区、令和 4 年の参議院選挙では 1 区、令和 5 年の統一地方選挙では 2 区において、民間施設等に臨時的期日前投票所を期間限定で開設しました。</p> <p>投票所の設置にあたっては、場所、広さ、セキュリティ及び通信環境等、複数の課題があると考えておりますが、各区の実情に応じた投票環境の向上は重要であると認識しており、今後の選挙においても各区選挙管理委員会に対し、期日前投票所増設の検討を依頼していく予定です。</p>	
担当	行政委員会事務局 選挙部 選挙課 電話：06-6208-8511

番号	八 1. ①
項目	<p>市内の事業所に対し、厚労省の指針に基づき、セクハラ・パワハラ問題について、啓蒙・指導をすすめてください。市議会議員や市職員にも研修をおこなってください。</p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>大阪市では、令和3年3月に策定した「大阪市男女共同参画基本計画～第3次大阪市男女きらめき計画～」において、基本的方向1「雇用等における女性の活躍推進とワーク・ライフ・バランス」として、企業におけるセクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントをはじめとする様々なハラスメントの防止に向けた啓発を行うこととしております。</p> <p>令和7年度は、男女共同参画センターにおいて、団体等の希望に応じ赴いて実施する地域出前セミナーのメニューとしてハラスメント防止研修を設けております。また、市民や企業、団体等からの問合せや要望に応じ、ハラスメント防止に関する図書の提供をしております。</p> <p>また、現在策定中の次期男女きらめき計画においては、「企業等におけるセクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントをはじめとする、様々なハラスメントの防止に向けて、セミナーを開催するなどの啓蒙活動を行い、職場における安全で快適な環境づくりを推進する。」としております。企業における女性の活躍推進の観点も踏まえつつ、ハラスメント防止の取組や、固定的な性別役割分担意識・性差に関するアンコンシャス・バイアスの解消等に向けて、企業の経営者層・管理職層をはじめ従業員等を対象に、セミナー等を実施してまいります。</p> <p>今後とも、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざし、充実した施策の推進を図ってまいります。</p>	
担当	<p>市民局 ダイバーシティ推進室 男女共同参画課 電話：06-6208-9156</p> <p>市民局 ダイバーシティ推進室 雇用女性活躍推進課 電話：06-6208-7655</p>

番号	八 1. ①
項目	市内の事業所に対し、厚労省の指針に基づき、 <u>セクハラ・パワハラ問題</u> について、啓蒙・指導をすすめてください。市議会議員や <u>市職員</u> にも研修をおこなってください。
<p>(下線部について回答)</p> <p>大阪市では、ハラスメントの防止等に関する指針において、ハラスメントに関する職員の理解を深め、意識の啓発を図るとともに、未然に防止する観点から、必要に応じた内容の研修を実施すると規定しています。</p> <p>上記指針に従い、ハラスメントに関する内容を含めたサービス研修を全職員を対象として実施しています。</p>	
担当	総務局 人事部 人事課 (人事G) 電話 : 06-6208-7515

番号	八 1. ②
項目	大阪市女性会議は復活してください。
<p>(回答)</p> <p>大阪市女性会議については、市内で女性の社会参加や地位向上をめざす活動を行っておられる各種の女性団体から代表におこしいただき、本市男女共同参画施策の進捗状況についての説明をさせていただきますとともに、団体相互の情報交換と交流を深める機会として、昭和56年から開催してまいりました。</p> <p>一方で、近年のICT技術の発展やインターネット環境の向上、SNSの普及などにより、情報発信・情報取得の手法が、開始時と比べて飛躍的に変化しており、本市においても、ホームページ、SNS等を活用し男女共同参画及び女性の活躍推進にかかる各種施策の情報を発信しております。</p> <p>また、平成29年1月からはクレオ大阪中央に「女性チャレンジ応援拠点」を開設し、個別相談・情報提供の場を創設するとともに、交流の場も設けており、登録団体以外の方々に対しても幅広く実施している状況です。</p> <p>これらのことから、今後も施策状況の情報発信や情報交換については、現在の形態を基本としつつ、時勢に応じた手法により継続して実施してまいります。</p>	
担当	市民局 ダイバーシティ推進室 男女共同参画課 電話：06-6208-9156

番号	八 1. ③
項目	<p>男女共同参画センター5館は多機能化ではなく、専門的な機能を充実させてください。クレオはじめ市の公共施設に性的マイノリティ（LGBTQ）などすべての人が使いやすいトイレを設置してください。女性トイレの個室に生理用品と自動のサンタリーボックスをおいてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>平成24年7月末にとりまとめた市政改革プランに基づいて検討を進め、中央館を基幹的な機能を有する館として、他の4館を地域の男女共同参画を推進するサテライト機能を持つ地域館と位置付け、専門相談、全市的な情報発信、調査研究を実施しています。</p> <p>近年は男女共同参画に関するセミナーにおいてオンラインセミナーの開催、オンデマンドでの配信を実施するなど機能を充実させてきました。</p> <p>引き続き、調査研究等専門性を維持・向上しながら事業を実施しつつ、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざし、効果的、効率的に男女共同参画施策を推進してまいりたいと考えております。</p> <p>クレオ大阪各館にはバリアフリートイレ(多目的トイレ、多機能トイレ)を設置しており、どなたでもご利用いただけるように整備しています。</p> <p>現在、各館の女性トイレの個室には自動ではないもののサンタリーボックスを設置しています。生理用品と自動のサンタリーボックスの設置については、衛生面や設置場所の確保が必要なことから、各館の現状を踏まえ、対応について検討します。</p>	
担当	市民局 ダイバーシティ推進室 男女共同参画課 電話：06-6208-9156

番号	八 2.
項目	<p>「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく施策のための予算を充実させ、正規の職員を増やすなど実効ある制度と体制を整えてください。この法律を市民にひろく周知してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市では、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行をふまえ、令和6年3月に、「大阪市困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」を策定し、令和6年8月より女性相談支援員（会計年度任用職員）5名による困難な問題を抱える女性への支援を開始しました。</p> <p>同計画にも記載しておりますが、女性相談支援員については、当初は大阪府や関係機関等と連携しながら、アセスメントによる個別支援計画の策定、各種社会福祉サービス利用の調整等、支援の入り口のコーディネートを中心に支援を行いつつ、潜在的な対象者や支援ニーズの把握、関係施策との連携状況等の検証を行い、適切な配置場所や人数について精査し、令和9年度を目途に、必要に応じて拡充します。</p> <p>また、社会の理解と関心を深め、女性が抱える困難な問題の発生予防や、支援対象者への円滑な支援、2次被害の予防、被害や加害を生み出さない社会づくりを推進できるよう、市民に対する教育・啓発、広報等に努めます。</p>	
担当	市民局 ダイバーシティ推進室 男女共同参画課 電話：06-6208-9156

番号	八 3. ①
項目	市立病院にワンストップ支援センターの機能を設置してください。
<p>(回答)</p> <p>ワンストップ支援センター機能の設置ですが、地方独立行政法人大阪市民病院機構では、医療行為以外の支援（24時間365日体制の電話相談受付、民間カウンセリングや弁護士等の紹介など）の対応ができず設置は困難な状況です。</p> <p>しかしながら、市立総合医療センター、市立十三市民病院においては、警察からの性犯罪における急性期の医療的支援の協力要請があれば被害者の受入れを行っております。</p> <p>また、市立総合医療センターは総合周産期母子医療センターとして、大阪府のワンストップ支援センターの協力医療機関とも連携を図っております。</p> <p>引き続き、公的医療機関としての役割、機能分担を果たし、性犯罪・性暴力にあわれた方への支援に取り組んでまいります。</p>	
担当	健康局 総務部 総務課 病院機構支援G 電話：06-6208-9897

番号	八 3. ②
項目	<p>市として独自に性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを設置してください。</p> <p>①市立病院にワンストップ支援センターの機能を設置してください。</p> <p>②性暴力被害者が適切なケアを受けられる体制を整えてください。</p>
	<p>(下線部について回答)</p> <p>本市においては、令和2年4月に「大阪市犯罪被害者等の支援に関する条例」を施行し、犯罪の被害に遭われた方が少しでも早く平穏な生活を営んでいただけるよう、総合相談窓口の運営、見舞金の支給や日常生活等の支援などに取り組んでいます。</p> <p>このうち性犯罪による被害に遭われた方に対する支援として、不同意性交等罪などの被害に遭われた場合に性犯罪被害見舞金の支給、不同意性交等罪などに加え、不同意わいせつ罪などの被害に遭われた方を対象に精神医療費用や転居費用の助成、犯罪被害に精通した弁護士による無料の法律相談などを実施しており、上記以外の性犯罪・性暴力による被害に遭われた方からのご相談についても、状況に応じた関係機関をご案内するなど、国や大阪府、大阪府警察等と適切な役割分担のもと、被害者等に寄り添った支援に取り組んでまいります。</p> <p>また、「大阪市 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」に記載しているとおり、困難な問題を抱える女性に対する女性への支援を実施しています。</p> <p>これらの相談者のうち、性暴力被害者への対応については、大阪府が「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」を中心とした、急性期の医療的な支援を含む専門的な総合支援体制を構築しており、必要に応じて同支援センター等の専門機関と早期に連携しながら支援を行うこととしています。</p> <p>性暴力被害者が適切なケアを受けられるよう、引き続き支援に努めてまいります。</p>
担当	<p>市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課 電話：06-6208-7619</p> <p>市民局 ダイバーシティ推進室 男女共同参画課 電話：06-6208-9156</p>

番号	八 4.
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください
<p>(回答)</p> <p>本市では、子どもや女性の安全と身近なところで発生する犯罪の防止に重点をおき、大阪府や大阪府警察等の関係機関や市民の皆様の自主防犯活動と連携して、地域安全防犯対策を推進しています。</p> <p>その一環として、市民局では「安全ガイドブック」を作成しています。このガイドブックは、女性を狙った性犯罪をはじめとする各種犯罪についての防犯対策等を紹介し、犯罪被害を未然に防止することを目的として作成したもので、大阪市役所本庁舎や各区役所等において来庁者向けに配架するとともに、各区での防犯キャンペーンや防犯出前講座等において市民の皆様へ配布しています。</p> <p>今後も関係機関等と連携のうえ、さまざまな機会をとらえた防犯対策の普及啓発活動に努めてまいります。</p>	
担当	市民局 区政支援室 地域安全担当 電話：06-6208-7317

番号	八 4.	
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。	
	<p>(回答)</p> <p>犯罪等の防犯対策にかかる啓発ポスターにつきましては、掲示依頼があれば随時庁舎内の掲示板への掲示を行い、ひろく市民にしらせるよう努めております。</p> <p>犯罪等の防犯対策にかかる啓発ポスターにつきましては、区役所、北区民センター、大淀コミュニティセンター及び区内の大阪市高速電気軌道株式会社 (Osaka Metro) 各駅などの掲示板へ掲示し、啓発します。</p>	
担当	北区役所 総務課	電話：06-6313-9625
	北区役所 地域課 (防災防犯担当)	電話：06-6313-9549

番号	八 4.
項目	<p>「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、<u>公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。</u></p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>都島区役所では、庁舎内及び区内各所に設置している掲示板において、行政情報等に関するポスターを掲出しております。</p> <p>警察署や所管部局で作成したポスター等の掲出依頼があれば、掲出スペースを勘案のうえ、可能な限り掲出いたします。</p> <p>都島区民センターでは、各種行政情報等の一つとして性被害等防止対策やジェンダー平等に関する啓発ポスター等を掲出しております。</p> <p>今後も引き続き、掲出スペース等を勘案のうえ、各種行政情報等の周知・啓発に取り組んでまいります。</p>	
担当	<p>都島区役所 総務課（政策企画） 電話：06-6882-9683</p> <p>都島区役所 まちづくり推進課 電話：06-6882-9734</p>

番号	八 4.
項目	<p>「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、<u>公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。</u></p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>チカン防止の啓発ポスターについては、大阪府警より掲示の依頼があった際に区役所庁舎内の人の往来が多いフロアーを中心に掲示しています。また、区役所庁舎以外に、地域安全センター（各地域のコミュニティセンター・集会所内）にも掲示依頼しています。</p> <p>これからも引き続き、福島区民にとって安全で安心なまちづくりに努めてまいります。</p>	
担当	福島区役所 市民協働課（市民協働） 電話：06-6464-9734

番号	八 4.
項目	<p>「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、<u>公共施設など市民が利用する場や公営 掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。</u></p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>広報や啓発にかかるポスターなどの掲示につきましては、所管部署が作成したものを掲 示依頼とともに受領し、他の掲示物と調整しながら区内広報板などに適宜掲示しておりま す。</p>	
担当	此花区役所 総務政策共創課 電話：06-6466-9683

番号	八 4.
項目	<p>「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、<u>公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。</u></p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>公共施設(中央区役所附設会館)や中央区役所管轄の掲示板については、大阪市やその他行政機関が発行するポスターを適宜、掲示しているところであり、今後も関係各所と連携し、より効果的な周知、啓発に努めてまいります。</p>	
担当	<p>中央区役所 魅力推進課(区政企画G) 電話:06-6267-9683 中央区役所 市民協働課(市民協働G) 電話:06-6267-9734</p>

番号	八 4.
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。
<p>(回答)</p> <p>警察等関係機関と連携し、チカンをはじめとする犯罪を防止するため、青色防犯パトロール活動や SNS の発信、その他啓発活動に取り組んでいます。</p> <p>また、より多くの市民・区民が認知できるよう、西区役所・西区民センターの庁舎・施設内や区内設置の広報板の活用などにより、各種制度の案内やイベント情報など、必要な市政・区政情報を掲示し、引き続き、周知・啓発に取り組んでいきます。</p>	
担当	西区役所 地域支援課 安全安心担当 電話：06-6532-9972

番号	八 4.
項目	<p>「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、<u>公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。</u></p>
<p>(下線部分について回答)</p> <p>「チカンは犯罪」のポスターなどの掲示依頼が警察署及び関係機関からあった場合は、区役所庁舎をはじめ港区民センター及び港近隣センター、区役所が所管する広報板等を活用し、掲示するよう努めてまいります。</p> <p>また、港区役所作成の啓発ポスターにおいては、区役所内掲示板や港区民センター、港近隣センター、区役所が所管する広報板等に掲示するよう努めてまいります。</p>	
担当	<p>港区役所 総務課 総合政策 電話：06-6576-9683</p> <p>港区役所 協働まちづくり推進課 安全・安心G 電話：06-6576-9743</p>

番号	八 4.
項目	<p>「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、<u>公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。</u></p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>大正区役所では、関係部局や関係機関から掲示依頼のありましたポスターなどについて、内容や時期を確認し掲示条件を審査のうえ、庁舎内の掲示スペースに掲示して市民の皆様へ情報発信しております。</p>	
担当	<p>大正区役所 総務課 庶務G 電話：06-4394-9626 大正区役所 地域協働課 防災防犯G 電話：06-4394-9954</p>

番号	八 4.
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。
<p>(回答)</p> <p>天王寺区では誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりをめざし、広報紙・ホームページでの発信をはじめ、ポスター・ちらしの掲示など多様な媒体、手法を用いて、情報発信しています。</p> <p>警察等関係機関が作成する防犯に関するポスター等を掲示し、今後も引き続き広報・啓発に取り組んでまいります。</p>	
担当	天王寺区役所 市民協働課（安全まちづくり） 電話：06-6774-9899

番号	八 4.
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。
<p>(回答)</p> <p>浪速区役所・浪速区民センターでは、各種制度情報や区政情報等について、庁舎・施設の掲示板にポスター等を掲示することにより、周知・啓発に取り組んでいます。</p> <p>今後も引き続き、関係機関が作成するポスター等を掲示することにより、区民の方への周知・啓発に努めてまいります。</p>	
担当	浪速区役所 総務課 企画調整担当 電話：06-6647-9683 浪速区役所 市民協働課 市民協働担当 電話：06-6647-9883

番号	八 4.
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。
<p>(回答)</p> <p>ご要望のとおり、痴漢行為の根絶に向けた啓発活動は必要であると、当区といたしましても深く認識しているところです。</p> <p>所轄警察署と連携し、区役所内での掲示など、必要に応じて啓発活動に努めてまいります。</p> <p>いただきましたご要望を受け止め、安全で安心して暮らせるまちづくりに向けて取り組んでまいります。</p>	
担当	西淀川区役所 防災安全課 電話：06-6478-9897

番号	八. 4.
項目	<p>「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、<u>公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。</u></p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>各種啓発ポスター等につきましては、従来から淀川区役所庁舎内に掲示し、本市の施策等について広く周知を図っているところです。今後も引き続き、効果的な啓発となるよう努めてまいります。</p> <p>関係部署より啓発ポスターの掲示依頼がありましたら掲示を検討します。</p> <p>淀川区民センターにつきましては、民間事業者の有するノウハウを活用することにより、利便性の向上を図ることを目的として指定管理者制度を導入し、指定管理者による管理運営を行っております。ポスターの掲示につきましても、掲示場所の空き状況等により、指定管理者にて、その可否を判断しております。</p>	
担当	<p>淀川区役所 総務課 電話：06-6308-9625</p> <p>淀川区役所 政策企画課 電話：06-6308-9404</p> <p>淀川区役所 市民協働課 電話：06-6308-9734</p>

番号	八 4.	
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、 <u>公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。</u>	
	<p>(下線部について回答)</p> <p>犯罪等の防犯対策にかかる啓発ポスターにつきましては、区役所、出張所及び区内の大阪市高速電気軌道株式会社 (Osaka Metro) 各駅などの掲示板へ掲示し、啓発しています。</p> <p>今後も、区民の皆様にとって必要な区政情報等について、掲示物の掲示をはじめ、SNSなどの電子媒体等も活用しながら、周知・啓発に努めてまいります。</p>	
担当	東淀川区役所 総務課 (総合企画)	電話 : 06-4809-9683
	東淀川区役所 地域課 (地域)	電話 : 06-4809-9734
	東淀川区役所 地域課 (安全まちづくり)	電話 : 06-4809-9819

番号	八 4.
項目	<p>「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、<u>公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。</u></p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>東成区役所では、「安全で安心して暮らせるまち・東成」をめざして、地域の街頭犯罪をはじめ、子どもや女性事案などの犯罪防止の観点から、地域や警察等の関係機関と連携した防犯対策に取り組んでいます。</p> <p>女性を狙った犯罪に対しては、今後も関係機関等と連携のうえ、さまざまな機会をとらえた防犯対策の普及啓発活動に努めてまいりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p>	
担当	東成区役所 市民協働課 電話：06-6977-9734

番号	八 4.
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。
	<p>(回答)</p> <p>生野区では誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりをめざし、広報紙・ホームページでの発信をはじめ、ポスター・ちらしの掲示など多様な媒体、手法を用いて、情報発信しています。</p> <p>今後も引き続き警察等関係機関が作成する防犯に関するポスターを掲示するなど、広報・啓発に取り組んでまいります。</p>
担当	生野区役所 地域まちづくり課 電話：06-6715-9734

番号	八 4.
項目	「チカンが犯罪」のポスターなどを作成して、公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。
<p>(回答)</p> <p>旭区役所では、年数回、女性被害に関するポスターを作成し地下鉄などの広報掲示板に掲示しています。さらに、ホームページにも女性被害を主とした内容の記事を掲載するなど、区民への啓発を行っています。</p> <p>また、区役所敷地内に「チカン注意」と記載したのぼり旗を掲示するなどの啓発を行っており、引き続き、旭警察署や関係部局と連携しながら、広く周知出来るよう取り組んでいきます。</p> <p>旭区民センターにおきましては、旭警察署からの掲示依頼を受けた女性被害に関するポスターや、旭区役所防災安全課が作成した「ちかんに注意」幟を掲示しております。</p>	
担当	旭区役所 防災安全課 電話：06-6957-9915 旭区役所 地域課 電話：06-6957-9734

番号	八 4.
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。
	(回答) ポスター等の掲示につきましては、作成にかかる所管部署から掲示依頼があった場合は、区内で所管する広報板における空きスペースなど掲示状況を確認したうえで、可能な範囲で掲示してまいります。
担当	城東区役所 市民協働課（防災・防犯） 電話：06-6930-9045

番号	八 4.
項目	<p>「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、<u>公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。</u></p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>鶴見区役所では、各種啓発ポスターの掲示依頼を受けましたら、区役所庁舎1階のポスター一掲示板、区内広報掲示板等にポスターを掲出し、広く区民への啓発、周知に努めています。</p> <p>鶴見区民センターでは、鶴見警察署と連携し大阪府警察作成の痴漢犯罪防止ポスターを掲出しています。</p>	
担当	<p>鶴見区役所 総務課（政策推進） 電話：06-6915-9683</p> <p>鶴見区役所 市民協働課（市民協働） 電話：06-6915-9166</p>

番号	八 4.		
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、 <u>公共施設など市民が利用する場や公営 掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。</u>		
<p>(下線部について回答)</p> <p>ポスターの掲示につきましては、掲示依頼がございましたら、ポスターの内容や掲示可能スペースを確認のうえ、可能な限り対応させていただきます。</p>			
担当	阿倍野区役所	総務課 (総務)	電話 : 06-6622-9625
	阿倍野区役所	総務課 (区政企画)	電話 : 06-6622-9683
	阿倍野区役所	市民協働課 (市民協働)	電話 : 06-6622-9787

番号	八 4.
項目	<p>「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、<u>公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。</u></p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>住之江区役所庁舎内及び敷地内における掲示物（ポスター・チラシ等）を掲示する際の手続きに関しましては、当区において定める庁舎内及び敷地内掲示物（ポスター・チラシ等）掲示要項に基づき、掲示を行います。</p> <p>また、大阪市が地域に設置している掲示板及び住之江会館へのポスターの掲示につきましては、掲示依頼がございましたら、ポスターの内容や掲示可能スペースを確認のうえ、可能な限り対応させていただいております。</p> <p>(参考)</p> <p>大阪市住之江区ホームページ・庁舎内及び敷地内掲示物（ポスター・チラシ等）掲示要項 https://www.city.osaka.lg.jp/suminoe/cmsfiles/contents/0000667/667710/poster01.pdf</p>	
担当	<p>住之江区役所 総務課・ICT企画担当 電話：06-6682-9992</p> <p>住之江区役所 協働まちづくり課 電話：06-6682-9734</p>

番号	八 4.
項目	<p>「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、<u>公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。</u></p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>区役所における関係官庁から依頼のあったポスターにつきましては、総務課で掲示承認を行ったうえで、区役所庁舎内ポスター掲示場所等に掲示しています。</p> <p>区民センターにおける関係官庁から依頼のあったポスターにつきましては、内容を確認のうえ、区民センター内に掲示しています。</p> <p>掲示板における関係官庁から住吉区役所広報板への掲出依頼のあったポスターにつきましては、「住吉区役所広報板へのポスター・チラシ等の掲出取扱い基準」により内容を確認のうえ、掲示しています。</p>	
担当	<p>住吉区役所 総務課 (庁舎管理担当) 電話：06-6694-9904</p> <p>住吉区役所 総務課 (附設会館担当) 電話：06-6694-9626</p> <p>住吉区役所 政策推進課 電話：06-6694-9842</p>

番号	八 4.
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください
<p>(回答)</p> <p>東住吉区役所では、大阪府警察本部が作成したチカン防止ポスターをはじめ防犯対策に係るポスターを区役所庁舎内に掲示するとともに、地域の防犯活動の拠点となる地域安全センターへ定期的に地域安全対策職員がパトロール中に立ち寄り、地域の防犯に係る情報共有や啓発ポスターやチラシの掲示や配架を依頼しています。</p> <p>また、区広報紙等のさまざまな広報媒体を用いて区民に防犯対策について広く周知しています。</p> <p>これからも引き続き、東住吉区民にとって安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。</p>	
担当	東住吉区役所 区民企画課 電話：06-4399-9970

番号	八 4.
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。
<p>(回答)</p> <p>現在、平野区役所内での「チカンは犯罪」のポスターの掲示につきましては、他の各種啓発ポスター等と同様に官公署等より依頼があった場合に掲示を検討いたします。</p> <p>「チカンは犯罪」のポスターの作成については、平野区役所総務課ではその事務を所管しないことから、現時点では検討しておりません。</p> <p>今後とも、誰もが利用しやすい庁舎の運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。</p>	
担当	平野区役所 総務課 電話：06-4302-9625

番号	八 4.
項目	<p>「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、<u>公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。</u></p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>平野区民センター及び平野区民ホールでは、本市またはその他官公庁が主催・共催・参画・後援する事務事業の広報、または、公益法人又は非営利団体等のイベントや講座などの活動情報及び市民活動団体の紹介などの団体情報に関する広報を目的とした「市民PRコーナー」を設けています。</p> <p>犯罪防止啓発ポスター等の掲示依頼があった場合、上記の市民PRコーナーの設置目的に適合するのであれば掲示させていただきます。</p> <p>今後とも、誰もが利用しやすい施設の運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。</p>	
担当	平野区役所 安全安心まちづくり課 電話：06-4302-9734

番号	八 4.
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。
<p>(回答)</p> <p>西成区役所では「チカンは犯罪」等のポスターは作成しておりませんが、関係機関等から犯罪に対する注意喚起のポスター掲示依頼があれば、庁舎内でのポスター掲示などにより対応しております。</p>	
担当	西成区役所 総務課 電話：06-6659-9625

番号	八 4.
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。
	(回答) 現在、西成区民センターでは「チカンは犯罪」等のポスターは掲示しておりません。市民局・警察等から犯罪に対する注意喚起のポスター掲示依頼がありましたら、その都度、対応させていただきます。
担当	西成区役所 市民協働課 電話：06-6659-9734

番号	九 1.
項目	<p>自衛官の募集のために、子どもたちの名簿を本人の同意なしに提供しないでください。また、「除外申請」ができることもひろく知らせてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>防衛大臣が行う自衛官等募集事務は、自衛隊法第 29 条第 1 項及び第 35 条の規定に基づくものであり、また、自衛隊法施行令第 120 条において、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と規定されているところです。</p> <p>このため、自衛隊への住民基本情報の提供については、個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法）第 69 条第 1 項の「法令に基づく場合」に該当するものと解され、自衛隊法及び自衛隊法施行令の規定の趣旨に基づき、本市の保有個人情報である住民基本台帳記載事項のうち、氏名、生年月日、性別及び住所について、防衛大臣に提供を行っております。</p> <p>本市から提供した上記の情報については、個人情報保護法において、行政機関におけるその保有・利用等について適切な取扱いを行うことが規定されており、加えて、本市と自衛隊の間で、目的外利用等の禁止や利用後の廃棄措置等を詳細に定めた覚書を交わし、確実な個人情報保護を図っております。</p> <p>自衛隊への個人情報の提供を望まない方については、申出いただくことにより、提供する情報から除外する措置を行っております。除外申出の方法や期限等については、本市ホームページや SNS、各区役所窓口等でのチラシや除外申出書の配架、庁舎内のポスター掲示、各区広報紙への記事掲載等により案内しております。多くの市民に除外の申し出に関する情報が行き届くよう、引き続き広報周知に取り組んでまいります。</p>	
担当	市民局 総務部 住民情報担当 電話：06-4305-7345

番号	九 2.
項目	教育、市民生活、 <u>防災への自衛隊の介入や、防災の名を借りた広報PR活動をしないよ</u> <u>う指導してください。</u>
<p>(下線部について回答)</p> <p>大規模災害発生時において市民の安全安心を確保するためには、消防、警察、自衛隊等の防災関係機関が密接な連携をとり、災害活動にあたることが不可欠と考えています。</p> <p>今後も、大規模災害発生時において、自衛隊を含む防災関係機関との連携は必要と考えていますので、ご理解とご協力をお願いします。</p>	
担当	消防局 企画部 企画課 電話：06-4393-6056

番号	九 2.
項目	教育、市民生活、 <u>防災への自衛隊の介入</u> や、防災の名を借りた広報PR活動をしないよう指導してください。
<p>(下線部について回答)</p> <p>南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時は、本市の 人的、物的資源だけでは適切な応急対策を実施することが困難な場合が想定されるため、消防、警察、自衛隊等の防災関係機関と連携し、市民の安全安心を確保しなければなりません。</p> <p>大規模災害発生時において、助けを求める人の命をつなげるためには、活動方法や連携について、防災関係機関が相互に把握しておく必要があります。</p> <p>そのために、本市では各種防災訓練等を消防、警察、自衛隊等の防災関係機関と合同で実施することで、相互の連携を確認しているところです。</p>	
担当	危機管理室 危機管理課 (応急対策G) 電話：06-6208-7387

番号	九 三.
項目	大阪市議会の「大阪湾の平和利用に関する決議」を遵守し、大阪港への自衛艦、米艦船などの入港や一切の軍事利用はしないでください。
<p>(回答)</p> <p>大阪港の運営につきましては、市民の平和への願いや市会の決議等を踏まえ、大阪が平和を希求する都市であり、大阪港が平和な国際貿易港として発展をめざしていることを機会ある毎に周知しております。</p> <p>一方、港湾法では「何人に対しても施設の利用に関し、不平等な取扱いをしてはならない」と規定されており、自衛艦、米艦船などの入港の申請があった場合は、港湾の管理運営上支障がない限り使用を認めざるを得ないため、本市では「大阪港の平和利用に関する決議」や「平和都市宣言」を踏まえて、岸壁の利用状況等を総合的に勘案し対処することとしております。</p> <p>併せて、米艦船の入港に際しては、その都度、外務省に核兵器搭載の有無を確認した上で、岸壁の使用許可判断をしております。</p> <p>今後とも、大阪港を平和な国際貿易港として運営していく所存です。</p>	
担当	大阪港湾局 施設管理部 海務課（海務） 電話：06-6571-1966